

国際法(2)

International Law (2)

マルコーム＝ショー Malcolm N. Shaw 著
稲原泰平 Yasuhei Inahara 訳

5 国際法の主体 The Subjects of International Law (1)

序論—法人格 Legal Personality

どのような法体系にも、個人であれ会社であれ、法的に執行可能な権利義務の享有主体が存在する。例えば個人は暴行 assault を理由として起訴されたり自ら訴追することもある。又、会社も契約違反を理由に提訴し得る。彼らにこうした権利が認められているのは、法が彼らを権利を享有・保持し特別の義務履行に服すべき“法主体 legal Persons”として承認しているからに他ならない。誰がどういう権利をどういう場合に享有し得るかは、専ら関係立法の規定範囲や性格に依存することになる。しかし、権利義務をそれを享有又は負担するに適しい主体に配分することが法の機能である。⁽²⁾ 法主体性 legal personality が決定的意味をもつのである。法主体観念が存在しないところでは、制度も集団も機能を遂行し得ない。何故なら、制度的諸団体には要求を提出・実現する途が与えられていなければならないからである。国内法上、個人も企業も公共団体 public corporation も、それぞれ独立の法主体性をもつと看做されるが、各法主体性の要件は関係制定法の定めるところに依る。⁽³⁾ 法こそが法主体性 legal personality の基礎となっている。それは、法が法人格の性質及び法人格享有主体の範囲を定めるからである。例えば、身体的暴行 act of physical assault のように個人が為し得ても法人が為し得ない事柄があるし、その逆も又有り得る。従って誰を法主体として認めるべきかという問題は、ケース＝バイ＝ケースで考えなければならない。主体が異なれば、享有する権利や負担する義務も異なるのである。⁽⁴⁾

(注)

1. 例えば見よ、Brownlie, *Principles of Public International Law*, 4th ed., 1990, Part II; Crawford, *The Creation of Statehood in International Law*, 1979; O'Connell, *International Law*, 2nd ed., 1970, vol. I; Verzijl, *International Law in Historical Perspective*, vol. II, 1969; Lissitzyn, "territorial Entities other than Independent States in the Law of Treaties", 125 HR, p.5; Berezowski, *Melanges Offerts a Juraj Andrassy* (ed. Ibler), 1968, p.31; Lauterpacht, *International Law: Collected Papers*, vol. II, 1975, p.487; Rousseau, *Droit International Public*, vol. II, 1974; Mugerwa, "Subjects of International Law", *Manual of Public International Law* (ed. Sprensen), 1968, p.247; Schwarzenberger, *International Law*, 3rd ed., vol. I, 1957, p.89, and Cassese, *International Law in a Divided World*, 1986, Chapter 4.
2. 見よ, Dias, *Jurisprudence*, 4th ed., 1976, Chapter 11.
3. *Ibid.*, pp.338, 341 and 344.
4. *Ibid.*, pp.338-58. 見よ, *Reparation for Injuries case*, ICJ Reports, 1949, pp.174, 178; 16 ILR, pp.318, 321. 猶, 本章最終節“法人格の取得・性質及び結果—まとめ”を見よ。

人格 personality を明らかにするには、特定の権利・義務の性質及び範囲だけでなく、地位 status・能力 capacity・権限 competence 等の若干の法的概念の検証を要する。個々の法主体の地位によって当該法主体の権限や義務も自ずと決まってくる。

る。他方、能力 capacity は法主体の地位と特定の権利・義務とを結合させる根拠となる概念である。地位 status から権限 powers や義務 obligations が決まり、その能力 capacity に基づいて特定の権利 right 義務 duty が発生するという全プロセスは、法主体の性質や定義を定めその種類を限定する関係立法の枠内で作用している。この仕組みは特に国際法の領域で機能しているといっている。国際法システム論は、必然的に国際法主体の特有性 identity 乃至性質 nature の問題を反映することになるはずである。⁽⁵⁾

(注)

5. 例えば、ソビエトの見解を見よ、Tunkin, *Theory of International Law*, 1974.

国際法人格 personality in international law を論ずるには、国際システムの下で与えられている権利義務の相関関係と要求実現能力 capacity to enforce claims とを考慮しなければならない。問題となる国際法主体の能力の正確な性質を認定するためには、国際法規を精査する必要がある。若干の先決的諸問題にも直面することになる。例えば、特定の請求主体 claimant の人格は権利執行能力 capacity to enforce rights の把持に依存するものなのかという問題がある。実際に、権利執行行為の成立基準は存在するのであろうか？もし存在しないとすれば、国際場裡での最小限度の活動で足りるということなのか？例えば、一つの見方として、法規違反の責任の質は通常、法主体の違反に対する異議申立の質と共存しうるものであるが、このいずれかの質 quality を備える実体を法人格 juridical personality ⁽⁶⁾ をもつと看做してもよいであろう。他方、国際システム内部で権利執行可能性という要素が演ずる枢要な役割を強調する学者もいる。⁽⁷⁾

(注)

6. 例えば見よ、Sorensen, "Principles de Droit International Public", 101 HR, pp.5, 127. 広義の法人格 juridical personality については見よ、Mosler, *The International Society As a Legal Community*, 1980, p.32.
7. 例えば見よ、Verzijl, *op. cit.*, p.3.

しかし、或る社会的実体が国際人格 international personality をもつや否や、又、もし持つとして如何なる権利・義務・権能 competence が各々の具体的状況で適用されるかの問題を解くためには、権利執行可能性 enforceability の諸要素を一通り慎重に検証しなければならない。人格 personality は、環境と共に変化する相対的現象なのである。従って人格をもつや否やにつき、常に、現下の状況と国際社会全体の主要性質及び諸要件の総合的關係との双方を判断し認識するための基準に拠らなければならない。

現代国際法の顕著な特徴の一つは、国際舞台上に登場する出演者の広汎性にある。その中には、国家、国際機構、地域機構 regional organisations, 非政府団体 non-governmental organisations, 公法人 public companies, 民間会社 private companies, そして個人 individuals がある。このような国際社会構成

員の全てが法的主体 legal person であるという訳でもないが、彼らの行為には国際社会への或る程度の影響が付きまとうとみていい。国際人格 international personality の本質は、国際共同体に受容されていると共にみずからそれに参加する行為主体であるという点にある。共同体的参加という要素は、問題の行為主体の型を含む多くの異質な要因で決まるものである。共同体への参加は多様な形で表明されるであろうし、時には実行 practice から推測され得ることもある。又、それは或る種の必要性を反映するものでもある。この分野での国際法規は特に重要な役割を演じており、人権法や武力紛争法や国際経済法は国際法主体の参加的活動分野の広がりやを反映しているという意味で特に重要である。

国家 States

ローターパクト Lauterpacht も認めるように、伝統的な実証主義原則は、国家のみが国際法主体であるとの断言的表現の中に明瞭に現われている。⁽⁸⁾

(注)

8. Op. cit., p.489.

しかし、国家実行の上でこの立場が維持されたとは断言できない。教皇座（特に1871年から1929年迄）、叛乱軍 insurgents 及び交戦団体 belligerents、国際組織、特許会社 chartered companies、そして都市連盟 League of Cities 等各種の領域団体は、歴史上、国際法主体となる能力 capacity をもつものとして扱われたことがある。⁽⁹⁾

(注)

9. 例えば見よ、Verzijl, op. cit., pp.17-43 and Lauterpacht, op. cit., pp.494-500. 同じく見よ、Western Sahara case, ICJ Reports, 1975 pp.12, 39; 59 ILR, pp.30, 56 and Survey of International Law in Relation to the work of Codification of the International Law Commission, Memorandum of the Secretary General, 1949, A/CN.4/1/Rev.1 p.24.

国家の創設 Creation of Statehood ⁽¹⁰⁾

この分野での事実的基準と法的基準との関係は、極めて重要且つ可変的のものである。新国家の誕生が基本的に事実の問題であるのかそれとも法的問題であるのか、又、実効性の基準 criteria of effectiveness と他の関連法原則との相互作用をどうように調整できるのか、これらの問題は相当に複雑で重要なものである。無主地 terra nullius が存在しなくなり、非植民地化のプロセスも終了した今、将来の新国家の成立は既存国家の減少乃至消滅の結果としてのみ実現されるはずである。従ってこの分野での慎重な規制の必要性が高まっている。加うるに、脱植民地化運動は伝統的基準の再検討を促しているのである。1933年の国家の権利義務に関するモンテビデオ条約 Montevideo Convention on Rights and Duties of States ⁽¹²⁾ 第1条は、国際法上の国家の基準として最も広汎に受容された公式を明文化している。同条によれば、国際人格 international person としての国家は以下の要件をもつものとして規定されている。

(a) 恒久的人口 (b) 一定の領域

(c) 政府 (d) 他国との関係を創設する能力

(注)

10. 特に見よ、Crawford, op. cit.; Higgins, The Development of International Law through the Political Organs of the United Nations, 1963, pp. 11-57; Marek, Identity and Continuity of States in Public International Law, 2nd., 1968, and Whiteman,

Digest of International Law, vol. I, 1963, pp. 221-33, 283-476.

11. 南極に関しては見よ、O'Connell, op. cit., p. 451. 本書第8章“極地 The Polar Regions”の項の説明を見よ。
12. 165 LNTS 19. 国際法上、国家が特定の国家構造を採用すべき義務がある訳ではない。Western Sahara case, ICJ Reports, 1975, pp. 12, 43-44; 59 ILR, pp. 30, 60-61.

この規定は完全なものでもなければ不変的なものでもない。以下に述べる通り、自決 self-determination や承認 recognition を含めて他の諸要因も関連性をもちうるのである。明らかに、国家構造の本質が領域支配の実効性にあることは確かである。

恒久的人口は当然必要ではあるが、ナウル Nauru やツバル Tuvalu 等の例が示すように、住民数の下限について決まった規則はない。しかし、フォークランド紛争 Falkland Islands conflict が提起した問題の一つに、自決問題に関して認容される最低住民数の問題が存在しているのであって、⁽¹³⁾ 脱植民地を待望する多数の島嶼が今も存在している以上、この問題を解決しておく必要がある。一定の領域の必要性は国家管轄権行使の場所的範囲という点にある。

(注)

13. 本書第8章の“フォークランド諸島 The Falkland Islands”の項目下の説明を見よ。

しかし、国際法上、一定且つ不変の国境線がなければならないというものでもない。政府が明らかに支配している不変の領域地帯が存在する限り、当該国家が隣国と正確な国境線の画定を巡って争っていても、当該国家の法主体性は承認され得るのである。それ故、この点だけを考えても、1988年11月にアルジェ Algiers 会議で宣言された“パレスチナ国家 State of Palestine”は正当な国家と看做すことはできない。パレスチナの各組織はいずれも、みずからが要求している領域に対して何ら実効的な支配を確立していないのである。⁽¹⁴⁾

(注)

14. 見よ、Keesing's Record of World Events, p. 36438 (1989).

第一次大戦に先行してアルバニア Albania は、国境紛争を抱えていたにも拘らず多数の国により承認された。更に近年、イスラエルは国連及び大多数の国家によって正当な valid 国家として受容されたが、同国の国境地帯は依然として不穏であり、自国の存立と領域画定を巡って隣国のアラブ諸国との武力紛争 hostilities に巻き込まれている。⁽¹⁵⁾ 大事なことは一定地域での安定的共同社会 stable community の存在であって、国境地帯 frontiers の安定度の如何は問題とはならないのである。例えば1971年にバングラデシュ Bangladesh に国家相続される迄のパキスタン Pakistan のように、国家領域が分裂することもある。

(注)

15. Brownlie, op. cit., p. 73. 実際、第一次大戦後に出現した大半の新国家は、条約によって国境地帯が画定する前に、事実上 de facto 又は法律上 de jure の承認を受けた：Lauterpacht, Recognition in International Law, 1948, p. 30. 見よ、Deutsche Continental Gas-Gesellschaft v. Polish State (1929), 5 ILR, pp. 11, 15. イスラエルの国連加盟に対する合衆国の立場を表明したジェップ Jessup についても見よ、SCOR, 3rd year, 383rd meeting, p. 41. 一般原則は北海大陸棚事件 North Sea Continental Shelf cases, ICJ Reports 1969, pp. 3, 32; 41 ILR, pp. 29, 62.

政治的社会が相当有効に機能するためには、何らかの形態の政府又は中央による統制 central control が必要である。しかし、政府乃至中央統制は独立国家として承認されるための前提条件という訳ではない。⁽¹⁶⁾ それは、効率的な行政及び立法機関の

必要性を示しているというより、或る種の結合力を備えた政治構造をもつ社会の指針と看做されるべきである。この要件は独立国家の一要素たる“文明 civilisation”に対する19世紀的関心に関連しており、非自治地域人民の主権を至高の関心事と看做してその行政的諸条件について何も問わない現代の傾向を無視している。

(注)

16. 例えば見よ、The Congo Case, Higgins, op. cit., pp. 162-64 and Hoskyns, The Congo Since Independence, 1965.

非自治地域住民の主権を最重視する現代的趨勢を示す一例が、オーランド諸島事件 Aaland Islands case of 1920 である。同諸島の地位を調査するために任命された国際法律家委員会 International Committee of Jurists は、ロシア革命後の混乱の時代におけるフィンランド共和国 Finnish Republic の樹立に関して、フィンランドが独立の主権国となった時機を特定するのは極めて困難であると報告書の中で述べていた。同報告書の関係箇所は以下のように論じている。

フィンランドが成立したのは、安定的な政治的組織が確立して外国軍の援助を仰がずに領域全体に実効的且つ強力な国家機関が設置されたときである。⁽¹⁷⁾

(注)

17. LNOJ Sp. Supp. no. 4 (1920), pp. 8-9. しかし、この事件での報告者委員会 Commission of Rapporteurs の見解を見よ、LN Council Doc. B 7 21/68 /106 (1921), p. 22.

他国と法的関係に入る能力は、他国による国家承認の重要性を示すと共に、当該国家の存在自体の一効果又は一側面である。この能力は主権国家だけに限定されるものではなく、国際組織や非独立国も国際法規の下で他の主体と法的関係に入り得る。しかし、他の主体とみずからが望む法的関係を創設する能力をもつ点にこそ、主権国家の本質がある。この能力が欠缺しているならば、当該主体は主権国家とはいえない。しかし、このことは、国家が他国に政治的圧力を加えて或る行動を執るよう又は執らないように強いるという国際社会全域に不断に観察される現象を指摘しているのではなく、法的関係を設定する能力の全面的欠缺を指摘しているのである。例えば、エール Eire は米英いずれかの深刻な影響力にさらされることがあっても、国際社会で全ての独立的行動を排除されている訳ではない。他方、リバプール市 City of Liverpool はブラジルと外交関係を開設することはできない。その違いは行為能力 legal capacity の有無にあるのであって、決定を左右する説得 persuasion や影響力 influence の問題ではない。

行為能力の本質は独立 independence にある。独立こそ国家の死活的地位であり、特定の状況下で法の定立という形で国家の独立が示される。形式論としては、国家は自己以外の他の如何なる主権 sovereignty にも服しないし、他国への事実上の依存や国際法規への服従によってその地位が影響を蒙ることもない。⁽¹⁸⁾ 或る程度の現実的独立が形式的独立と同様に必要かもしれない。この問題は、南アフリカが同領内のバンツ族 Bantustans に独立を認めたとときにも起されたことがある。例えばトランスケイ the Transkei の場合、予算の相当部分、恐らく 90 パーセントは南アフリカの援助に頼っているし、ポピュサツワナ Bophuthatswana は複数区域に分断され南アフリカ領がその間に割込んでいる。⁽¹⁹⁾ アフリカ統一機構 Organisation of African Unity も国連も、そういう“独立 independence”を無効と宣言し、全ての国に当該新国家を承認しないよう呼びかけている。これらの国家は、南アフリカは別と

して、全く承認されていない。しかし、多くの国家は他国からの援助に依存しており、縦令経済的成功が果たされても国際社会の援助姿勢は変わらないであろう。南アフリカは国際法上その領域の一部を譲渡し得るので、形上上はこれらの国も独立しているように見える。それらの国々の地位に関する答えは、国家性基準の明確化だけでは出せないと思われる。⁽²⁰⁾

(注)

19. この事実がイギリスによる不承認の理由の一つとして、Minister of State, FCO により援用された。見よ、UKMIL, 57 BYIL, 1986, pp. 507-8.

20. 見よ、Shaw, Title to Territory in Africa, 1985, pp. 161-62. 同じく見よ、OAU Resolution, CM. Res. 493 (X X VII), General Assembly resolution, 31/61 A and Security Council statements on 21 September 1979 and 15 December 1981.

こうした現象を更に複雑化した一事例が、1940年ソ連によって不法に併合されたバルチック諸国の一つであるリトアニア Lithuania が1990年3月11日に一方的に独立を宣言した事件である。1940年の併合を西側諸国は法律上のもの de jure とは認めなかったため、ソ連が行使した支配力は単事上の de facto 基礎に立脚するものと考えられた。1990年の独立宣言は政治的には非常に敏感な感覚を示しており、ソ連邦の分裂傾向が強まったときに出された。しかしこの独立を承認する国はなかった。ソ連邦内で憲法的危機が継続しており15のソ連邦構成共和国の自由意思に基づく新連邦結成の可能性があるため、リトアニアを独立国家として扱うことは時機尚早 premature なのである。勿論、ソ連当局がソ連邦領域内で実質的支配権を保持しているため独立の必要条件が欠缺していることは注意されなければならない。事態の行方は不透明である。⁽²²⁾

(注)

21. 見よ、Keesing's Record of World Events, p. 37299 (1990).

22. イギリス政府の見解については見よ、166 HC Deb., col. 697, Written Answers, 5 February 1990.

自決と国家の成立基準

Self-determination and the Criteria of Statehood

前述の如く、統治の根本が自決の法的権利 legal right to self-determination の発達によって極めて由々しい影響を蒙っている。政府に関する伝統的説明はその成立・存続に必要な安定性と実効性に焦点が当てられたが、⁽²³⁾ 同時に政府の代表民主政的性格についても政府の一要件として論じられている。民族自決の発達により、政府の現実の権限行使に関する限りで、自決権は影響を与えている。それ故、少なくとも、非植民地化の時代状況の下で実効性の水準は低くてもよいと思われるようである。これを証明するために二つの事例に言及しておこう。

(注)

23. 見よ、Lauterpacht, op. cit. footnote 15, p. 28.

従前のベルギー領コンゴは、首都に迄拡大していた広域部族闘争の最中、1960年6月30日に独立した。2・3週間の内に共和国軍 Force Publique が反乱を起こしたので、ベルギー軍部隊が介入して、カタンガ州 province of Katanga がコンゴからの分離を宣言した。政府が事実上崩壊したにも拘らず、コンゴは独立後に多数の国家から承認され、国連加盟も反対ゼロで認められた。実際、1960年9月の国連総会の関連決議のとき、コンゴ政府の二分派が各々、みずからを国家の正当な代表として認めるよう国連に要求した。この事件では、元首 Head of

State が授権した代表団が正式の代表として認められ、首相が授権した代表団の正当性は認められなかった。⁽²⁴⁾ 若干違ったエピソードがポルトガル植民地ギニア=ビサウ Guinea-Bissau に関して発生したことがある。1972年に国連の特別代表団 U. N. Special Mission がギニア=ビサウ “解放区 liberated areas” に派遣されたが、同代表団はポルトガルがギニア=ビサウの大半の区域に対する実効的な行政的支配権を喪失しているとの結論を下した。諸外国の観察者も同地域の3分2から4分の3を支配しているとの民族解放戦線 local liberation movement : P A I G C の主張を認めているようであった。国連代表団の報告に依れば、解放区の住民は実効的な事実上の de facto 行政権を行使している P A I G C を支持していたといわれる。⁽²⁵⁾ 1973年9月24日、P A I G C はギニア=ビサウ共和国 Republic of Guinea-Bissau の独立を宣言した。“ギニア=ビサウ共和国の一部の領域に対するポルトガル軍の違法占領 illegal occupation by Portuguese military forces of certain sections of the Republic of Guinea-Bissau” の問題が国連総会の議題とされ、多数の国家がギニア=ビサウの独立の国際法的正当性 validity を確認した。西側諸国は国家成立の基準が満たされていないと考えた。しかし、“ギニア=ビサウの人々が最近独立を達成しギニア=ビサウ共和国という主権国家を作った the recent accession to independence of the people of Guinea-Bissau thereby creating the sovereign state of the Republic of Guinea-Bissau” ことに言及した国連総会決議 3061(X X VIII)に93箇国が賛成票を投じた。過半数の人口が住む主要諸都市を除いて国土の大半が P A I G C により実効的に支配されているとの理由で、多くの国家はこのアプローチ認めたのである。⁽²⁶⁾

(注)

24. Keesings Contemporary Archives, pp. 17594-95 and 17639-40 and Hoskyns, op. cit., pp. 96-99.
25. Yearbook of the UN, 1971, pp. 566-67 and A/AC. 109/L804, p. 19. 同じく見よ, A/8723/Res. 1 and Assembly resolutions 2918 (X X VII).
26. 見よ, GAOR, 28th Session, General Committee, 213rd meeting, pp. 25-26, 28, 30 and 31, GAOR, 28th session, plenary, 2156th meeting, pp. 8, 12 and 16 and 2157th meeting, pp. 22-25 and 65-67. 同じく見よ, yearbook of the UN, 1973, pp. 143-47 and CDDH/SR. 4., pp. 33-37. 西サハラ問題について, 本章後掲 “サハラ=アラブ民主共和国 The Saharan Arab Democratic Republic” の項も見よ。

一定の環境下での支配の実効性に関する伝統的原則を修正する他に、この民族自決原則は国家成立の追加的基準としても妥当なものといえる。ローデシアの場合、国連は1965年11月11日の一方的独立宣言の法的正当性を否定し加盟国にローデシアを承認しないよう要請する決議を採択した。⁽²⁷⁾ どの国もローデシアを承認しなかったため、内戦は最終的にジンバブエ Zimbabwe という諸国家から承認を得られる国家の成立という形で結着した。ローデシアが国家成立の事実的要件を充足していたならば、国家と看做し得たかもしれない。しかし、その前提自体が疑わしかったのである。ローデシアの目的たる独立に対する国際社会による全面的な不承認が明白で確固とした非難が出され、内戦も拡大していたので、国家成立の前提条件そのものが成就していなかったのである。他方で、未承認国家は国家たり得ないということも可能であるが、承認に関する創設的効果説 constitutive theory of recognition は採用できない。⁽²⁸⁾ 最善のアプローチは、民族自決の発達を国家の追加的成立要件として認め、この要件が否定されているときに国家の成立を認め

ないことである。このことは、自決に関してのみ認識されているのであって、既存国家の継承 succession についてはあてはまらない。換言すれば、或る団体が国家へと発展して国際社会により自決権行使主体として認められたいと思っているとき、民族自決権の国内的諸条件が充足されていることを証明すべきは当然である。今日迄の国家実行 state practice に照して民族自決条件をさ程厳格に定義することはできないが、組織的且つ制度的人種差別が国家成立の主張を無効にしてしまうと考えるもよさそうである。

(注)

27. 例えば総会決議 2024 (X X), 2151 (X X I) や安保理決議 216 (1965), 217 (1966) である。見よ, Higgins, The World Today, 1967, p. 94 and Crawford, op. cit., pp. 103-6. 同じく見よ, Shaw, op. cit.
28. 本書後掲第7章の “国家承認 Recognition of State” の項を見よ。

承認 Recognition

承認は一定の事態 factual situations を受容してそれに法的効果を付与する一方式であるが、その事態と法的効果との関係は複雑である。国家成立の脈絡の中で承認は創設的効果をもつと観られたり宣言的性格しかもたないと観られたりする。この点については第7章で詳説されている。創設的効果説では、承認によって始めて国家は国際法上の存在になると主張されるが、宣言的効果説では、国家成立の脈絡の中で承認が法律行為ではなく政治的行為になっているので国家の事実的基準が達成された時点で国際人格 international person として成立すると説かれる。その他、様々な折衷説が提案されているが、事実的基準の充足度を証明する有力な証拠としての承認の役割は、認めざるを得ない。

国家の消滅 Extinction of Statehood

政府が消滅するのは異常なことではないが、国家が消滅するのはかなり稀な現象である。国際法上、違法な武力の行使によっては国家は消滅しない。このことは、1990年8月のクウェート危機 Kuwait crisis とそれに続く国連の対応に明瞭に示されている。⁽²⁹⁾ しかし合意 consent によって国家が消滅することはあり得る。その例が1990年中に二つ出現した。同年5月22日、北イエーメンと南イエーメンが合併してイエーメン共和国 Republic of Yemen が成立した。⁽³⁰⁾ 又、同年10月3日、ドイツ民主共和国 German Democratic Republic 諸州 Laender がドイツ連邦共和国 Federal Republic of Germany に憲法的に編入された結果、東西両ドイツは再統一されたのである。⁽³¹⁾

(注)

29. 本書第18章を参照せよ。
30. 見よ, Keesing's Record of World Events, p. 37470 (1990).
31. 本章後掲 “1945年のドイツ Germany 1945” の項を見よ。

国家の基本権 Fundamental Rights of States

国家の基本権は国際法秩序の下で認められる観念であり、他の法秩序の場合と同様、国際法秩序は法主体の特性を定義することができる。

(a) 独立

おそらく国家の顕著な特性はその独立性にある。1949年に国際法委員会 International Law Commission が準備した国家の権利義務宣言案 Draft Declaration on the Rights and Duties of States では、国家の独立の意味について、他国の支配から

解放された形でのみずからの福祉の発展を決定する能力であって、みずからの合法的権利を守る地位であると定めていた。⁽³²⁾ 独立 independence は法的概念であって、国際法規に従うことは独立から逸脱することにはならない。現実中存在する政治的・経済的依存関係は国家の法的独立を害さない。但し、当該国家が他の強国の要求に形式的にも従属するよう強制されていないことを条件とする。強制されているときは、従属しているときなのである。

(注)

32. Yearbook of the ILC, 1949, p. 286. パルマス島事件 Island of Palmas case でフーバー判事 Judge Huber は、“地球の一部に関する独立とは、他国を排除して、国家の機能を当該地域内で行使する権利のことであり”と指摘した。(1928) 2 RIAA, pp. 829, 838; 4 ILR, p. 3.

1931年に常設国際司法裁判所 Permanent Court of International Law は、ドイツ＝オーストリア関税同盟事件 Austro-German Customs Union case で独立の意味及び性質に関する論争を経験した。⁽³³⁾ この事件はドイツ語国家たる両国間の自由貿易を実現するための関税同盟設立提案に関わりと共に、オーストリアに独立を損なう行動を採らないよう誓約させた1919年の各平和条約(1922年の議定書 protocol と一体のもの)とこの関税同盟が両立しないのではないかという点にも関わっていた。この事件及びその背景に照らして、裁判所は提案されている関税同盟がオーストリアの主権に不利に作用すると判旨した。しかし、アンチロッツ判事 Judge Anzilotti は一般論と断って、慣習法によるものであれ条約によるものであれ国家の自由の制約は、それ自体では独立を害するものではないと指摘していた。そういう制約により国家が他国の法的権力の下に身を措くことにならない限り、前者の独立国家としての地位に変わりはない。この重要な個別意見 dissenting opinion では以下のように判示されている。

国家がみずから同意する行動の自由の制約は、独立を害するものではない。但し、それによって当該国家がみずからの始源的権力を喪失しないことを条件とする。⁽³⁴⁾

(注)

33. PCIJ Series A/B, no. 41, 1931; 6 ILR, p. 26.

34. Ibid., p. 77; 6 ILR, p. 30. 同じく見よ, North Atlantic Coast Fisheries case, (1910), Scott, Hague Court Reports, p. 141 at p. 170 and the Wimbledon case, PCIJ, Series A, no. 1, 1923, p. 25; 2 ILR, p. 99.

国際法上の独立 independence 観念は多数の権利及び義務を内包している。例えば、領域と恒久的人口 permanent population に対する国家の管轄権や、一定の状況下で自衛行為を遂行する権利、そして、他の主権国家の国内問題への不干渉の義務等が含まれている。

正確な言い方をすると、何が国家の国内問題 internal affairs を構成するかは論争に委ねられており、いずれにしても国内問題の基準は変化するものなのである。長年に亘り西側諸国は、みずからの植民地に関する国連での論議や行動⁽³⁵⁾ が国際法違反を構成すると主張していた。

(注)

35. 国連憲章第2条第7項は、“この憲章のいかなる規定も、本質的にいずれかの国の国内管轄権内にある事項に干渉する intervene in 権限を国連に与えるものではない”と定めている。この規定と一般国際法との関係については見よ, Brownlie, op. cit., p. 293.

しかし、欧州植民本国のこういう主張は認められず、国連は多くの植民地につきその状況を調査した。⁽³⁶⁾ 人権及び民族抑圧に関する問題は国内管轄権又は国内問題という閉鎖的カテゴリーには全く属さないものであって、国際法上、国外からの監視・精査が許されるべきであるとの提案もなされている。実際、人権や人種抑圧の問題状況は国内問題として処理しきれない曖昧さを帯びている。

(注)

36. 見よ, Higgins, op. cit., pp. 58-130, Brownlie, op. cit., pp. 291-92; Rajan, United Nations and Domestic Jurisdiction, 2nd ed., 1961 and Kelsen, Principles of International Law, 2nd ed., 1966.

不干渉義務は、1970年10月に国連総会が採択した諸国家間の友好関係及び協力に関する国際法原則宣言 Declaration on Principles of International Law Concerning Friendly Relations and Co-operation among States に含まれている。そこでは以下のように強調されている。

いかなる国家又は国家集団も、理由の如何を問わず直接又は間接に、他国の国内問題又は国外問題に干渉する権利をもつものではない。その結果として、国家の人格又はその政治的・経済的・文化的要素に対する武力干渉や他の凡ゆる形の干渉や威嚇の試みは、国際法違反となる。

この干渉禁止は、他国内で政府の暴力的転覆を旨とする反乱分子に対して援助 assistance or aid を与えることの禁止も含んでいる。特に、人民から民族的同一性を奪うために武力を行使すると、不干渉原則に違反することになる。⁽³⁷⁾

(注)

37. 武力行使については本書第18章を見よ。

不干渉等の主権の周辺の諸原則は、諸国家の合理的且つ安定的な競争システムを維持するために必要不可欠である。このシステムは国家の対外的権力に制約を課すことで、国際法秩序内部の安定性に或る程度寄与している。1949年のコルフ海峡事件 Corfu Channel case で国際司法裁判所 International Court of Justice が指摘したように、“独立国家間での領域主権の尊重は、国際関係の本質的基礎である”。⁽³⁸⁾

(注)

38. ICJ Reports, 1949, pp. 4, 35; 16 ILR, pp. 155, 167. 本書第10章の“国際海峡 International Straits”の項を見よ。

同様の理由により、国家は他国領域内で自国の法を執行できないし、関係国の同意なくしてはそこに居住する犯罪人を逮捕するために警察官やその他の公務員を派遣することもできない。

しかし、外国領域内で自国民を逮捕することは違法であるにも拘らず、国際法上国家が他国領域内で自国民に管轄権を行使し続けることが認められているようである。⁽³⁹⁾

(注)

39. 例えば見よ, Eichmann case, 36 ILR, p. 5. 更に本書第11章の“戦争犯罪 War Crimes”の項を見よ。

(b) 平等 Equality

他に重要原則として国家の法的平等 legal equality of states の原則がある。この原則は法概念であって、単なる政治的平等と混同すべきではない。法的平等で論じられるのは、法的権利・義務の平等なのである。マルタ Malta は合衆国と同様の主権国家 sovereign state なのである。国連総会では両国は同一の法律的能力と機能を有し、共に一票を投ずる資格をもつのである。多くの点で国家平等原則 doctrine of the legal equality of states は傘カテゴリー umbrella category である。何故なら、

同原則は全ての国家に帰属すると認められた権利・義務を内包しているからである。

この点は1970年の国際法原則宣言 Declaration on Principles of International Law で承認された。同宣言は以下のように規定している。

全ての国家は主権的平等 sovereign equality を享有する。その経済的・社会的・政治的その他の相違にも拘らず、全ての国は平等の権利・義務を享有し、国際社会の平等の構成員である。主権的平等には特に次の要素が含まれる。

- (a) 各国は法的に平等である。
- (b) 各国は完全な主権に固有の権利を享有する。
- (c) 各国は他国の人格 personality を尊重しなければならない。
- (d) 国家の領土保全 territorial integrity と政治的独立は不可侵である。
- (e) 各国はみずからの政治的・社会的・経済的・文化的諸制度を自由に選択し発達させる権利を有する。
- (f) 各国はその国際義務を完全且つ誠実に履行し他国と平和的に共存する義務を有する。⁽⁴⁰⁾

(注)

40. 1975年にヘルシンキで署名された全欧安全保障協力会議最終議定書 Final Act of the Conference on Security and Co-operation in Europe をも参照せよ, Cmnd. 6198, pp. 2-3. 同様に見よ, O'Connell, op. cit., pp. 322-24; Kooijmans, The Doctrine of the Legal Equality of States, 1964 and Marshall CJ, The Antelope, 10 Wheat, pp. 66, 122.

多くの点で主権平等原則は自然法思想に起源を有する。平等が人間の本質であり国家の哲学的基礎となっているのと同様、自然法学者は平等こそ諸国家の自然的条件であると考えている。実定法主義 positivism の勃興と共に重点は移った。即ち全ての国家に適用可能で一連の権利・義務の演繹根拠である一般原則を定めることよりも、国家の主権を重視して国家の同意に基づく国際法の必然性を説く方向に、国際法学者の関心が集中した。

法の前の平等 equality before Law という観念は、法主体の行為能力 legal capacity の平等という意味で諸国家により受容されている。しかし、法定立過程での諸国家の平等という立場を含むと考えるのは、厳密に言うとは、正確ではない。大国は常にみずからの地位に適しい影響力を行使しようとするものである。特にみずからの関心が広汎なものであり利害関係も深刻になっているので、自己の意思を貫徹する能力が小国の当該能力を遥かに越えているという明白な現実を無視しようとはしないからである。

国連総会内部では、主権平等原則は国家の現実態を度外視する一国一票原則 rule of one state, one rule によって維持されている。この状況こそが、加盟国数が拡大して第三世界のアフリカ=アジア=アラブ圏の優勢が明らかになるにつれて、特に西欧諸国からの多大な批判を惹起している。⁽⁴¹⁾しかし、合衆国、ソ連、中国、フランスそしてイギリスが安保理で保持している拒否権 the veto の存在を見落すべきではない。

(注)

41. 例えば見よ, Sohn, Cases on UN Law, 2nd ed., 1967, pp. 232-90 and Clark and Sohn, World Peace Through World Law, 3rd ed., 1966, pp. 399-402.

(c) 平和的共存 Peaceful Co-existence

過去20年余りの間に発達した国家の権利・義務領域に属す

る一概念に平和共存思想がある。この思想はソ連・中国及び第三世界によって、その法的性質について若干異なる見解が採られている。この思想は1954年にインド・中国間の平和共存五原則 Five Principles of peaceful Co-existence により理論的に精緻化された。この原則は、領土保全 territorial integrity, 主権尊重, 相互不侵略, 相互不干渉, 平等で成っている。⁽⁴²⁾

- (注)
42. 例えば見よ, Tunkin, Theory of International Law, 1974, pp. 69-75. 同じく見よ, Ramondo, Peaceful Co-existence, 1967 and Higgins, Conflict of Interests, 1965, pp. 99-170.

この考えは、1955年のバンドン会議 Bandung Conference の最終コミュニケ final communique のような国際文書や国連総会の諸決議にも広く表明された。⁽⁴³⁾ それらで承認された諸要素はアフリカ統一機構憲章 Charter of the Organisation of African Unity でも現われている。そこで列挙されている諸点は、主権平等, 国内問題への不干渉, 国家主権と領土保全の尊重, 国家が他国に対して行なう政府転覆活動非難である。このカテゴリーに含まれる他の概念として、不侵略や国際義務の誠実な履行の原則もある。ソビエトの見解では、平和共存が現代国際法の指導原則になっているようである。⁽⁴⁴⁾

(注)

43. 例えば見よ, General Assembly resolutions 1236 (X II) and 1301 (X III). 同じく見よ, Yearbook of the UN, 1957, pp. 105-9; ibid. 1961, p. 524 and ibid. 1962, p. 488.

44. Tunkin, op. cit., pp. 35-48.

平和共存理論を展開すると、実際に国家の基本的権利・義務の理論的精緻化をもたらす結果となる。平和共存の基本形態は、すでに国際法規として知られ受容されていた諸原則を順次列挙したものすぎない。独立のカテゴリーとしての平和共存原則の存在と周知性が明らかたために、当該原則は政治的にも発達の途を歩み、世界システムも米ソ二極形態から徐々に多数の権力センターをもつ不安定な多極形態へと移行する状況を追認する結果となっている。⁽⁴⁵⁾

(注)

45. 国家の基本権に関して以下をも見よ, Kiss, Repertoire de la Pratique Francaise en Matiere de Droit International Public, vol. II, 1966, pp. 21-50 and Survey of International Law, prepared by the UN Secretary-General, A/CN. 4/245

保護権国 Protectorates と 被保護国 Protected States ⁽⁴⁶⁾

保護権国と被保護国という区別が時々なされている。前者については一般論として、国家との協定によって就く地位であって、独立の法人格が関与するが国家的地位が関与している訳ではない。被保護国の場合、別個の国家的地位を保持しつつも、他国と有効な条約関係に入って当該他国に対内的又は対外的権能の一部を譲渡するのである。しかし、正確な合意形態や当事国の地位・権利・義務は事情特に関係協定の文言や第三国の態度に依存することになる。⁽⁴⁷⁾ モロッコ事件 case of Morocco で1912年のモロッコとのフェズ協定 Treaty of Fez により、フランスはモロッコのためにその国際関係全般を含む主権的権力 sovereign powers の行使を委ねられた。それにも拘らず、国際司法裁判所はこの事件の諸状況の下でモロッコが主権国家にとどまったと強調した。⁽⁴⁸⁾

(注)

46. 見よ, Crawford, op. cit., pp. 187-208, O'Connell, op. cit.,

pp. 341-44. and Verzijl, op. cit., pp. 412-27. 植民保護権国 colonial protectorate という特別の制度についても見よ, Shaw, op. cit., Chapter 1.

47. 見よ, Tunis and Morocco Nationality Decrees case, (1923) PCIJ, Series B no. 4, p. 27; 2 ILR, p. 349. イオニア島 Ionian Islands 問題についても見よ, Lindley, The Acquisition and Government of Backward Territory in International Law, 1926, pp. 181-82.

48. Rights of Nationals of the United States of America in Morocco, ICJ Reports, 1952, pp. 176, 188; 19 ILR, pp. 255, 263.

協定で保護権国に授けられる権力の範囲は、当該協定の終了形式が区々であると同様に様々であり得る。このような保護協定がある場合、被保護国は国家としての地位を保持し主権も形式的には無傷のままであり、各種の国際会議でも国家として行動し得るが、当該保護協定の文言に従った取扱いを受けることは言う迄もない。その協定上の義務は保護権国の助言を聞くだけということもあれば、リヒテンシュタイン Liechtenstein のように指示に従った外交権の委任に迄及ぶこともある。リヒテンシュタインは国際連盟への加入を拒否されたが、その理由は、外交的代表権や郵便・電信・電話サービス行政や司法事件最終判決権のような主権的権力 sovereign powers を同国は委任していたので連盟規約上の国際義務を履行し得ないと考えられたからである。⁽⁴⁹⁾ しかしリヒテンシュタインは国際司法裁判所規程 Statute of the International Court of Justice の当事国であり、国家のみが利用しうる当該裁判所に係属したノッテボーム事件 Nottebohm case ⁽⁵⁰⁾ の当事者になった。

(注)

49. 見よ, Crawford, op. cit., p. 190; Report of the 5th Committee of the League, 6 December 1920, Hackworth, Digest of International Law, vol. I, 1940, pp. 48-49; Higgins, op. cit., p. 34, note 30.

50. ICJ Reports, 1955, p. 4; 22 ILR, p. 349.

連邦国家 Federal States ⁽⁵¹⁾

中央政府と地方政府との間での権限配分の割合に応じて、様々な形式の連邦 Federation や連合 confederation が存在している。中央政府の権力を極力抑える制度をもつ国家があると共に、地方乃至州政府の権力を極力抑える制度をもつ国もある。連合 confederation はより柔軟な合意に基づいて成立し、相当程度の権力及び権限 authority and competence を中央政府の犠牲の上に構成主体に分属させる形態である。

(注)

51. 見よ, Bernier, International Legal Aspects of Federalism, 1973 and Okeke, op. cit., pp. 35-62.

この種の合意に固有の権力分割により、国際法上の重要問題が特に主体 personality や責任 responsibility や免除 immunity の分野で発生している。連合が分解して幾つの国家が成立するかという問題も、分離 secession という形での民族自決原則に焦点を当てて考える必要がある。こういう国家の分解 dissolution は、平和的基本条約の結果として発生するかもしれないし、強制的分離を追求する中で発生するかもしれない。後者の場合、国際法規が援用されて分離の正当性が唱えられるかもしれないが、(植民地状況が周知の場合は別として) 分離を正当化するだけの独立国家成立に必要な自決権が存在しないのが普通であろう。勿論、分離運動を差し控える国際法的義務がある訳ではない。国内法に委されている分野なのである。しかし万が一にも分離独立が成功すれば、承認 recognition や国家成立基準と

いう概念が新たな状況に関係する決定的概念として登場することになる。⁽⁵²⁾

(注)

52. 本章後掲“人民の自決権 The Right of All Peoples to Self-Determination”の節の冒頭部を見よ。

言う迄もなく、連邦国家 Federal state はそれ自体の人格をもつが、連邦構成単位の国際的平面での人格及び能力は当該連邦国家の憲法と国家実行 state practice に照らして始めて現実決定し得る。例えば、ソ連の白ロシア共和国とウクライナ共和国 Soviet Republics of Byelorussia and the Ukraine は1945年に国連加盟を認められたが、その限りで国際的主体性を保持したのである。⁽⁵³⁾ 若干の限定的な国際的権能を与えられた連邦構成国は一定の国際人格 international personality をもつものとして受け入れられ得るのである。問題は特に条約に関して起こっている。例えば、ローターバクト Lauterpacht は連邦構成単位が締結する条約を“国際法的意味の条約である”と条約法に関するみずからの報告書の中で記しているが、⁽⁵⁴⁾ フィッツモーリス Fitzmaurice は条約法に関する報告書の中で異なったアプローチを採用し、連邦国家のみが国際人格を有し条約により拘束されその履行義務を負うのであって連邦構成単位は当該連邦の機関 agents として行為するにすぎないと記している。⁽⁵⁵⁾ 国際法委員会の条約法条文草案 Draft Articles on the Law of Treaties は次のように定めていた。

連邦加盟支分国は、連邦憲法が許容する限りで、しかもその規定の範囲内でのみ、条約締結権能をもち得る。

しかし、この規定はウィーン条約法会議で結局削除された。⁽⁵⁶⁾ 当該規定が条約の範囲を越えているというのがその一つの理由であった。しかし削除の主たる理由は、この規定があれば連邦国家の国内事項に対して第三国が連邦憲法の解釈を通じて干渉することができるようにすると共に、国際法主体の問題を決定する国内法の力を不当に高め国際法を損傷することになるというものであった。もしこの規定が削除されていなかったならば、国際システムの均衡は動揺し、当該規定の正当な運用も果たされなかったであろう。

(注)

53. 例えば見よ, Bernier, op. cit., pp. 64-66. この二共和国は多くの国際機構の加盟国となっており、諸条約の署名国にもなっている。

54. Yearbook of the ILC, 1953, vol. II, p. 139.

55. Yearbook of the ILC, 1958, vol. II, p. 24. Cf. Waldock, *ibid.*, 1962, vol. II, p. 36.

56. A/CONF. 39/SR. 8, 28 April 1969.

連邦の形態が異なるに応じて、条約締結権限 treaty-making powers の配分に関する制度も異なっている。連邦構成単位が各種の制限に従うことを条件として協定締結権を与えられている場合もある。例えば、スイス連邦憲法により各州 canton は公共経済や国境線関係及び警察の各問題について外国と条約を締結し得るが、連邦評議会 Federal Council が仲介者として行動することを定める規定に従わなければならないのである。⁽⁵⁷⁾ 合衆国の場合、対外関係遂行の責任は専ら連邦政府に委ねられている。⁽⁵⁸⁾ しかし合衆国の各州は、外国や(カナダのマニトバ Manitoba やケベック Quebec の諸州のような)その構成支邦との間で——特に連邦構成支分国の場合は連邦当局の指導を受けていることが必要であるが——高速道路や国際橋梁の建設に関する契約を締結している。いずれにしても、連邦憲法の構造が支邦への授権について決定的重要性を占めていることは明

らかである。しかし、この国内法上の権限が国際的能力になるには他国からの承認が必要である。

(注)

57. 例えば見よ, Looper, "Treaty Power in Switzerland", 7 American Journal of Comparative Law, 1958, p. 178.
58. 例えば見よ, Article I, Section 10 of the US Constitution; US v. Curtiss-Wright Export Corp., 299 US 304 (1936); 8 ILR, p. 48 and Zachevning v. Miller, 389 US 429 (1968). 同様に一般論として以下を見よ, Brownlie, op. cit., pp. 62-63; Whiteman, Digest of International Law, vol. 14, pp. 13-17 and Rousseau, Droit International Public, vol. II, 1974, pp. 138-213 and 264-68.

近年、関心の的となり議論の対象となっているのは、連邦制国家 federations の条約義務の国内的覆行の問題である。特に連邦支分国が関係条約のテーマに関する立法権を保持している場合にこの問題は大きく取り上げられることになる。この問題は基本的に連邦憲法の規律事項に属するけれども、国際法上も重要な意味をもっている。例えば合衆国で採用されているアプローチは、問題のテーマに各州も管轄権を有する場合に、連邦政府が権限のある各州政府に条約義務の適切な履行措置を執らせるよう適当な措置を講ずるものと規定する“連邦 federal”留保条項を条約に挿入することである。⁽⁵⁹⁾ しかし一般的には、国際条約発効に対する制約は殆んど存在しないと云っている。⁽⁶⁰⁾

(注)

59. 例えば 1978 年に人権四条約についてなされた留保提案を見よ, US Ratification of the Human Rights Treaties (ed. Lillich), 1981, pp. 83-103.
60. 例えば見よ, Missouri v. Holland, 252 US 416 (1920); 1 ILR, p. 4.

連邦国家と国際条約との関係で観られる権限分割に関わる問題は、過去特に I L O 諸条約に関して発生した。というのは、当該諸条約が連邦構成支分の立邦権限に属する分野を対象しているからである。例えばカナダでは、I L O 諸条約批准に向けた中央政府の努力は始めの内は憲法上の権限に基づいて州の見解を支持する裁判所の決定により実を結ばなかった。他方、合衆国では、連邦の条約締結権と各州の権能という類似の理由づけにより、I L O 諸条約の批准実績は乏しい。⁽⁶²⁾ それ故にここで生起する論点は、問題分野での州の権限を理由として署名又は批准を拒否する連邦国家の地位である。即ち、批准 ratification が不成立の場合に履行責任が残るのである。例えばオーストラリアでは、“対外関係…に関する with respect to … external affairs”⁽⁶³⁾ 連邦の条約締結権限の憲法上の授権について、解釈上の問題が発生しているのである。最近の二つの判例は、この条項により明示的に連邦政府に割当てられてはいないものの固有の国際的性質を備える問題につき連邦政府が立法権＝条約締結権をもつとの確立した原則を特に考慮して、この問題を分析している。⁽⁶⁴⁾ 1982 年の Koowarta v. Bjelke-Petersen 事件で⁽⁶⁵⁾ 1975 年人種差別法 Racial Discrimination Act 1975 (1965 年に採択された全ての形態の人種差別の撤廃に関する国際条約 International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination の一部を編入している) 違反を理由として英国首相を訴えた訴訟を裁いたオーストラリア高等法院は、当該立法が同国憲法第 51 条第 29 項の“対外関係 external affairs”条項に照して合法的であると判旨した。言い換えると、この事件でのテーマたる英国法がオーストラリアの連邦政府の権限外の事項であったにも拘らず、“対外関係

external affairs”権力は国際協定の履行という問題に迄、拡大適用されたのである。もしオーストラリアがその国内法秩序の一部に関わる条約義務を受諾するならば、当該義務内容は“対外問題 external affair”となり、関連国内立法は連邦憲法第 51 条第 29 項により合憲 valid constitutionally となると考えられた。⁽⁶⁶⁾ 条約義務の引受は必要なかったのである。即ち、ステファン判事 Stephen J の見解では、人種差別禁止規範が国際慣習法上確立しているという事実それ自体に基づき人種差別を対外問題の一部として処理することが可能であった。⁽⁶⁷⁾

(注)

61. 特に見よ, Attorney-General for Canada v. Attorney General for Ontario, [1973] AC 326; 8 ILR, p. 41.
62. Bernier, op. cit., pp. 162-63, and Looper, "Federal State Clauses in Multilateral Instruments", 32 BYIL, 1955-6, p. 162.
63. 例えば見よ, Zines, The High Court and the Constitution, 1981 and Byrnes and Charlesworth, "Federalism and the International Legal Order: Recent Development in Australia", 79 AJIL, 1985, p. 622.
64. R v. Burgess, ex p. Henry, 55 CLR 608 (1936); 8 ILR, p. 54.
65. 68 ILR, p. 181.
66. Ibid., pp. 223-24 (Stephen J); p. 235 (Mason J) and p. 255 (Brennan J).
67. Ibid., p. 223-24.

オーストラリア対タスマニア事件 Commonwealth of Australia v. Tasmania⁽⁶⁸⁾ での争点は、オーストラリアも当事国となっていた 1972 年の世界遺産条約 1972 UNESCO Convention for the Protection of the World Cultural and Natural Heritage が設置した世界遺産一覧表に掲げられた区域でのダム建設に関するものであった。連邦政府は 1983 年、Koowarta 事件で解釈された“対外関係 external affairs”権能に特に言及して計画の中止を望んだ。何故なら、連邦政府には環境立法権が明示的には与えられていないからであった。裁判所の多数意見は、“対外関係 external affairs”の権限が条約上の義務の履行に迄及ぶと判旨した。今や、条約の規律分野が固有の意味で国際性をもつことが必要となったのである。

(注)

68. Ibid., p. 266. この事件も高等法院に提出された。

勿論、オーストラリア連邦憲法の脈絡で観られた之等の事件の影響は、連邦国家が国際義務の履行に関して州政府の管轄権と衝突する事態を減少させる点にある。国際法的観点からは、国際義務の履行を妨げる州の権限を同連邦が最少限にとどめるという好ましい傾向が出ている。他の連邦国家がどの程度この傾向を推進するかという問題が残されている。

州際紛争の調整という連邦の実行 federal practice は、しばしば相当な国際法的価値をもつ。この連邦実行は、特に類似の係争点が発生している国境紛争に際して発動されている。⁽⁶⁹⁾ 逆に、国際実行が州際紛争の解決に関連することもしばしばある。連邦としての国家責任や国家免除の問題も発生するが、それらについては本書の関係箇所而言及されている。⁽⁷⁰⁾

(注)

69. 例えば見よ, E. Lauterpacht, "River Boundaries: Legal Aspects of the Shatt-Al-Arab Frontier", 9 ICLQ, 1960, pp. 208, 216 and Cukwurah, The Settlement of Boundary Disputes in International Law, 1967.
70. 本書第 12 章及び第 13 章を見よ。

特殊な領域団体 SUI GENERIS Territorial Entities⁽⁷¹⁾

委任統治領及び信託地域 Mandated and Trust Territories

第一次大戦が終了し中欧同盟諸国とロシア帝国が崩壊した後、連合諸国は敗戦国の植民地で併合されていないものを扱う制度を樹立した。これらの地域は、“そのような諸人民の福祉を発達させることが文明の神聖な信託である”との原則に従って統治された。この原則の適用方法は“資源や経験や地理的立場”に鑑みて責任を負える“先進国 advanced nations”に当該諸地域人民の保護を委ねることであった。委任協定は連盟に代わって受任国として行動する先進国により実施された。⁽⁷²⁾

(注)

71. 一般的著作として以下を見よ、Dunkan Hall, *Mandates, Dependencies and Trusteeships*, 1948; Whiteman, *op. cit.* vol. I, pp. 598-911 and vol. X III, p. 679 et seq.; Toussaint, *The Trusteeship System of the United Nations*; Verzijl, *op. cit.*, vol. II, pp. 545-73; Wright, *Mandates Under the League of Nations*, 1930; Dugard, *The South West Africa/Namibia Dispute*, 1973 and Slonim, *South West Africa and the United Nations*, 1973.

72. 連盟規約第 22 条を見よ。

第二次大戦の終結及び国際連盟の崩壊の後直ちに、委任統治制度は国連憲章第 12 及び 13 章で国連信託統治制度へと変質させられた。太平洋上の戦略地域 strategic trust territory は日本の旧委任統治領であったが、安全保障上の理由により信託統治理事会ではなく安保理の監督に服する特別の制度下に置かれた。⁽⁷³⁾ 他方、南アフリカはその委任統治領を信託統治制度に服させることを拒否した。旧南ア委任統治領に対して何人が主権を保持しているかという点こそ、過去何十年にも亘って議論されたテーマであった。⁽⁷⁴⁾

(注)

73. 見よ、McHenry, *Micronesia: Trust Betrayed*, 1975; Whiteman, *op. cit.* vol. I, pp. 769-839; de Smith, *Micronesia and Micronesia*, 1970; DUSPIL, 1973, pp. 59-67; *ibid.*, 1974, pp. 54-64; *ibid.*, 1975, pp. 94-104; *ibid.*, 1976, pp. 56-61; *ibid.*, 1977, pp. 71-98 and *ibid.*, 1978, pp. 204-31.

74. 特に見よ、Judge McNair, *International Status of South West Africa*, ICJ Reports, 1950, pp. 128, 150 and the Court's view, *ibid.*, p. 132; 17 ILR, pp. 47, 49.

太平洋の信託統治地域に関する限り、合衆国はコモンウェルスの一員たる北部マリアナ諸島 Northern Mariana Islands とは規約に署名し、ミクロネシア連邦 Federated States of Micronesia 及びマーシャル共和国 Republic of Marshall Islands とは自由連合協定 Compacts of Free Association を締結した。之等の協定が 1986 年の秋に発効すると共に、信託統治の終了が認定された。合衆国との政治的連合を規定するこの手続は信託統治理事会によって正当な自決権の行使であると認められた。しかし(最後の信託統治地域たる)パラオ共和国 Republic of Palau との自由連合協定は、パラオ共和国の領海及び領空への原子力及び軍用の航空機・船舶の通過を巡る意見不一致の結果、発効しなかった。それ故に、合衆国は信託統治協定下の信託統治国として行動し続けた。⁽⁷⁵⁾

(注)

75. 見よ、*Contemporary Practice of the United States Relating to International Law*, 81 AJIL, 1987, pp. 405-8. 同じく見よ、*Bank of Hawaii v. Balos*, 701F. Supp. 744 (1988).

南西アフリカは第一次大戦後、南アフリカの委任統治領として管理されていた。しかし第二次大戦後、南アフリカは南西ア

フリカを信託統治制度の下に置くことを拒否した。その後、国際司法裁判所は 1950 年の南西アフリカの国際的地位に関する勧告的意見 *Advisory Opinion on the International Status of South West Africa*⁽⁷⁶⁾ の中で、国連憲章上は委任統治領を信託統治地域に移行させる法的義務が存在しないけれども南アフリカは依然として委任統治協定と連盟規約及び同国みずからその当時引受けた義務により拘束されると述べた。裁判所は、南アフリカ一国のみでは南西アフリカに国際的地位を変更することはできないと強調した。南アフリカに関しては、国連の同意の下に連盟の継承者として行動する権能が残された。この決定から論理的に導かれることであるが、南アフリカが国連の決定を無視して連盟時代の実行を固守する結果、国連には南西アフリカ住民の請願を受理する権能があった。⁽⁷⁷⁾

(注)

76. ICJ Reports, 1950, pp. 128, 143-44; 17 ILR, pp. 47, 57-60.

77. ICJ Reports, 1955, p. 68; 22 ILR, p. 651 and *ibid.*, 1956, p. 23; 23 ILR, p. 38.

1962 年、国際司法裁判所 I C J は国際連盟の加盟国であったエチオピアとリベリアというアフリカの二箇国が提訴した事件を審理した。この事件は、南アフリカが委任の条件に従って国際法に違反したという申立を内容としていた。I C J は最初に、本案を審理する管轄権をもつことを確認した。⁽⁷⁸⁾ しかし訴訟の第二段階迄には、I C J (事件受理後まもなくその構成が若干変更されていた) はエチオピアとリベリアが当該請求(南西アフリカに対する委任統治の存在とその監督とを確認すること)に法的利益をもたないので両国の主張は却下される rejected べきと判決した。⁽⁷⁹⁾ アフリカの当該提訴二箇国側に提訴の根拠がないと判断して、I C J は提出された実質問題を全く審議しなかった。

(注)

78. ICJ Reports, pp. 141 and 143.

79. ICJ Reports, 1966, p. 6; 37 ILR, p. 243.

この判決により特に第三世界の国々の感情が刺激され、南西アフリカ問題処理の必要性が強調されるようになった。⁽⁸⁰⁾

(注)

80. 例えば見よ、Dugard, *op. cit.*, p. 378.

国連総会はもっと積極的な役割を演じ始め、1966 年 10 月に、南アフリカがその義務を履行しなかったので委任統治が終了したとの決議を採択した。南西アフリカ(今日のナミビア)は国連の直接的責任の下の置かれなければならなかった。⁽⁸¹⁾ 安保理は多数の決議で総会の行動を支持し、南アフリカに対してナミビアから行政管理機関を撤退させることを要求した。安保理は更に、ナミビアに関する限り南アフリカ政府と交渉しないよう他の国々に要請した。⁽⁸²⁾

(注)

81. Resolution 2145 (X X I). ナミビアを監督するための理事会が設立された。見よ、*General Assembly resolutions 2145(X X I) and 2248 (X X II)*.

82. 例えば見よ、*Security Council resolutions 263 (1969), 269 (1969) and 276 (1970)*.

安保理は最終的に国際司法裁判所に対して、ナミビアに於ける南アフリカの継続的存在に関して諸国家が受ける法的結果 *Legal Consequences for States of the Continued Presence of South Africa in Namibia* についての勧告的意見を要請した。⁽⁸³⁾ 裁判所は、南アフリカによる条約(委任協定 mandate agreement)の実質的侵犯を理由とする一連の国連決議に鑑みてナ

ミビアに於ける南アフリカの存在それ自体が違法であること、更に、“事態が違法である趣旨の権限ある国連機関の拘束力ある決定が実現されていない”ことを結論として述べていた。南アフリカはその行政機関をナミビアから引揚げる義務を負い、国連の他の加盟国はナミビアに関する南アの行為の違法性 illegality と不当性 invalidity を承認してこの問題に携わる国連の努力を支える義務を負っていた。⁽⁸⁴⁾

(注)

83. ICJ Reports, 1971, p. 16; 49 ILR, p. 3.

84. Ibid., pp. 52-58.

この勧告的意見は安保理決議 301 (1971年) で支持された。同決議は更に、ナミビアの国家的統一と領域保全 territorial integrity をも確認していた。1978年、南アフリカは西側五連絡国 (英・米・仏・加・西独) による国連監視下の選挙と平和維持軍を中心とするナミビア独立提案を受諾する旨、発表した。⁽⁸⁵⁾ しかし、アンゴラからのキューバ軍の撤退という関連問題等を含め、多様な問題が発生したので交渉は長びいた。1981年4月、安保理はナミビア情勢を理由として南アに包括委任的制裁を課そうとする4本の決議案を、英・米・仏の反対投票により廃案にしてしまった。⁽⁸⁶⁾ しかしナミビアは結局、1990年4月23日に独立を達成した。⁽⁸⁷⁾

(注)

85. 17 ILM, May 1978, pp. 762-69 and DUSPIL, 1978, pp. 38-54. 見よ, Security Council resolution 435 (1978). 同じく見よ, Africa Research Bulletin, April 1978, p. 4829 and July 1978, p. 4935.

86. 見よ, S/14459; S/14460/Rev. 1; S/14461 and S/14462.

87. 見よ, 28 ILM, 1989, p. 944.

1945年のドイツ

1945年6月5日のドイツの敗北と共に、連合国側はドイツに関する“最高の権力 supreme authority”を掌握したが、同国を併合する意図をもたないことも明示的に表明した。⁽⁸⁸⁾ ドイツは4つの占領区に分割され、ベルリンは4箇国の共同管理下に置かれた。連合国が設立した管理理事会 Control Council はドイツのために、且つ拘束力ある法的取極を締結しうる権能を与えられた存在として行動した。しかしドイツは国家として存続したのであって、今日観察される通り、その状況は法的緊急事態の管理機関に近似したものであった。⁽⁸⁹⁾ 西側三箇国とドイツ連邦共和国 Federal Republic of Germany との間の1952年条約の下で、平和条約締結に関する留保権限に従うことを条件として完全な主権の権力 full sovereign powers がドイツ連邦共和国に付与された。又、1972年には、ドイツ連邦共和国及びソ連支配地区にソ連が1954年に建国させたドイツ民主共和国 German Democratic Republic は、各々、相手方を主権国家として承認した。⁽⁹⁰⁾

(注)

88. 見よ, Whiteman, op. cit. vol. I, pp. 325-26.

89. Brownlie, op. cit., p. 109. 同じく見よ, Whiteman, op. cit., p. 333.

90. 12 ILR, p. 16. 両国はその翌年に国連加盟国になった。同じく見よ, Crawford, op. cit., pp. 273-81 and Mann, Studies in International Law, 1973, pp. 634-59 and 660-706.

しかし、本質的にソ連の支配力の撤退に由来する1989年の中・東欧の一連の劇的事件に続いて、1990年にはドイツ再統一への動きが止められなくなっていた。ドイツの経済的・通貨

的及び社会的統合に関する国家条約が5月18日に両独の蔵相の間で署名され、7月1日に発効した。⁽⁹¹⁾ 統一条約 State Treaty on Unification は8月31日に署名された。同条約は、ドイツ民主共和国が西ドイツ基本法第23条により西ドイツに吸収されるべきこと、及び首都をベルリンとすることを定めた。⁽⁹²⁾ 統一に対する外的障害は9月12日に西独と戦時連合4箇国 (英、米、ソ、仏) との間で協定が署名されたことで除去された。この協定の下で統一ドイツは、ポーランドとの間の現在のオーデル=ナイセ国境線 Oder-Neisse border を受け容れ、軍隊を37万人規模に限定することを受け容れた。更に同協定下でドイツは核兵器及び生化学兵器を取得しないことを誓約している。⁽⁹³⁾ 再統一の前日にベルリンを占領している4連合国代表が統治権をドイツに譲渡するための文書に署名することも合意された。⁽⁹⁴⁾

(注)

91. 見よ, Keesing's Record of World Events, p. 37466 (1990).

92. Ibid., p. 37661.

93. 見よ, The Economist, 15 September 1990, p. 63.

94. Ibid., 29 September 1990, p. 52.

共同管理地域 Condominium

この場合、複数の国家が平等の資格で一定の地域及びその住民に対して主権を行使する。関係国家と問題の地域のための主権の本質及び行使される権限の性格の相互の関係につき論争されている。⁽⁹⁵⁾ ニュー=ヘブリデス島 the New Hebrides の場合、一連の英仏協定により共同支配地域が設置され、英仏は各々の国民に対する主権を保持したが、当該区域に対して各々独立の領域主権を保持したわけではなかった。⁽⁹⁶⁾ 議定書 Protocol には共同管理地政府の職務が列挙されていると共に、それら職務に関する統一規則 joint regulations 発布権が英仏高等弁務官 British and French High Commissioner に与えられていた。この権限は、自国民に関する事務を処理する駐在弁務官に委任された。従ってこの三段階的統治システムには、現地住民の土地保有や民事取引に関する法的規制が欠缺していた。⁽⁹⁷⁾ 当該地域の独立に到るプロセスも国際共同管理地域 condominium としての独自の地位を反映するものであった。⁽⁹⁸⁾ 通常の独立付与法案を可決していたとしても、それは適切ではなかったはずだと考えられた。何故ならニュー=ヘブリデスはイギリスの植民地ではなかったからである。英仏の共同管理地域としてのその法的地位は、国際協定で確立したのであるから、やはり国際協定という同一の方式で終了させられるはずであった。当該共同管理地の性格がそのようなものであったので、英仏二大国は常に共同行動を執るべきであっていずれかの一方的行動は基本文書で明文上認められていないと考えられた。⁽⁹⁹⁾ 当該共同管理地域は1980年7月30日にバヌアツ Vanuatu という国家として独立した。独立以前の当該主体 entity involved は国際条約によって成立した存在であって、世界市民的政府とは明確に異なった一定範囲の委任権限をもつ一形式の共同機関を基に行動する行政体であった。⁽¹⁰⁰⁾

(注)

95. Brownlie, op. cit., pp. 116-17; 同じく見よ, O'Connell, op. cit., pp. 327-28 and Coret, Le Condominium, 1960.

96. 例えば見よ, 99 BFSP, p. 229 and 114 BFSP, p. 212.

97. O'Connell, op. cit., p. 328.

98. 政府スポークスマンのトレフガーン卿 Lord Trefgarne は上院でのニュー=ヘブリデス法案の第二読会の開始を求める動議を提出した。404 HL Deb., cols. 1091-92, 4 Feb. 1980.

99. 見よ, Mr. Luce, Foreign Office Minister, 980 HC Deb., col. 682, 8 March 1980 and 985 HC Deb., col. 1250, 3 June 1980. 同じく見よ, O'Connell, "The Condominium of the New Hebrides", 43 BYIL, p. 71.
100. 1922年12月2日の条約に基づきサウジ=アラビアとクウェートが共同で管理する中立区域を見よ, 133 BFSP, 1930 Part II, pp. 726-27. 例えば見よ, The Middle East (ed. Mansfield), 4th ed., 1973, p. 187. 両国は当該区域全域に対して分割されない主権 undivided sovereignty という平等の権利を享有した。しかし, 1965年7月7日, 両国は当該中立区域分割協定に署名した。尤も当該区域の資源開発のための共同管理地という地位は明文で保持された。見よ, Albaharna, The Legal Status of the Arabian Gulf States, 1968, pp. 264-77.

国際領域 International Territories

これは特定の領域が何らかの形の国際体制の下に措かれる場合であるが, その措かれた条件は国家内の自治地域から比較的に独立度の高い実体に至る迄, 幅広い多様性をもっている。⁽¹⁰¹⁾ 1947年の国連総会のパレスチナ分割決議で“国連が管理する…特別の国際制度の下の独立団体 *corpus separatum*”としてエルサレムをその種の制度下に措こうとの試みがあった。しかしこの試みは色々な理由で実現しなかった。⁽¹⁰²⁾ “国際領域 international territory” という用語自体には法的意味は含まれていないので, 設定される国際領域の性質及び能力は諸般の事情 all the relevant circumstances 次第ということになる。別個独立の法主体 separate legal person が樹立される場合もあれば, そうでない場合もあろう。いずれにしても, この類の制度は概して満足の機能を果たし得ないものであって, 将来も頻繁に利用されるとは思えない。

(注)

101. 見よ, Ydit, International Territories, 1961; Crawford, op. cit., pp. 160-69; Brownlie, op. cit., pp. 62-63 and Rousseau, op. cit. vol. II, pp. 413-48.
102. Resolution 18 (II). 例えば見よ, E. Lauterpacht, Jerusalem and the Holy Places, 1968 and Ydit, op. cit., pp. 273-314.

台湾⁽¹⁰³⁾

この領域は1895年に中国から日本に割譲され, 1945年迄後者の手にとどまった。降服の際, 日本は台湾に対する主権を保持しないことを約束した。この約束は(中ソを除く)連合国と日本国との間の平和条約でも再確認されたが, 同条約では台湾に対する全ての権利が譲受人を明示することなく放棄された。国共内戦の後, 共産党軍が中国本土を引継ぎ, 国民党政府は台湾 (Formosa) 及び澎湖諸島 the Pescadores に権力を樹立した。みずからの地位を左右する重要問題は, 両政府とも中国全体を代表していると主張している事実にある。台湾が独立国家であるとは主張されていないのであって, もしそういう主張がされても, 台湾の独立国家的地位が存在すると論証することは難しい。⁽¹⁰⁴⁾ 台湾に対する国家承認の事例が全く存在していない事実も, 台湾の国家的存在が認め難い証拠となろう。従って台湾は法律上中国の一部 de jure part of China であり乍らも独立の行政権下に措かれている非国家的領域団体であると言えよう。1990年初期に台湾が国家としての主張という形を避けて“台湾、澎湖、金門、馬祖”という“関税地域 customs territories”の加入の申請をGATTに提出した。⁽¹⁰⁵⁾

(注)

103. 例えば見よ, China and the Question of Taiwan (ed. Chen)

- Reisman, "Who Owns Taiwan?", 81 Yale Law Journal, p. 599 and Morello, The International Legal Status of Formosa, 1966.
104. 見よ, Crawford, op. cit., p. 145. 1972年米中共同コミュニケが台湾を中国の一部と認めたことに注意せよ, 11 ILM, pp. 443, 445. 1979年, 合衆国は中国政府としての台湾への承認を撤回した。見よ, 73 AJIL, p. 227. 同じく見よ, 833HC Deb., col. 32, 13 March 1972, and Reel v. Holder, [1981] 1 WLR 1226.
105. 見よ, Keesing's Record of World Events, p. 37671 (1990). しかしこの申請は中国本土(中共)の激しい抗議に遭ってしまった; *ibid.* ローデシア(1965-79)及びバンツー語族 the Bantustans については特に本章の“国家 States”の節の“国家の成立 Creation of Statehood”と“自決と国家の成立基準 Self-determination and the Criteria of Statehood”の各項目の説明を見よ。

トルコ系キプロス連邦 The Turkish Federated State of Cyprus⁽¹⁰⁶⁾

1974年にギリシアの軍事政権の支援を受けてキプロスでクーデターが発生した後, トルコ軍が同島に侵攻した。安保理は1974年の決議353で, 全ての国家がキプロスの主権 sovereignty・独立 independence・領土保全 territorial integrity を尊重するよう要求すると共に, この尊重に反する外国軍の干渉が即座に終了させられるよう要求した。1975年2月13日, トルコ系キプロス連邦の樹立がトルコ軍の占領地区で宣言された。同宣言を作成したトルコ系キプロス人の自治管理機関の閣僚理事会及び立法議会の合同会議は, “キプロスの独立に反する全ての試み, 及びキプロスの分割や他国との統合に断固として反対すること”を決議し, 更に同決議で1960年のキプロス憲法が連邦制共和国を定める形で修正される迄独立の管理機関を設立維持することを決定した。⁽¹⁰⁷⁾

(注)

106. 見よ, Nadjatigil, The Cyprus Conflict: A Lawyer's View, 3rd ed., 1983; White, The World Today, April 1981, p. 135 and Crawford, op. cit., p. 118.
107. Resolution no. 2 in Supplement IV, Official Gazette of the TFSC, cited in Nadjatigil, op. cit., p. 123.

1983年11月15日, トルコ系キプロス人は自分達の独立を宣言した。⁽¹⁰⁸⁾ 安保理はその決議541(1983年)でこの宣言を違法であると非難し撤回を求めた。全ての国家は, この“人為的国家 purported state”を承認しないように, 又, 如何なる形でも援助しないように要請された。これらは安保理決議550(1984年)で繰返された。この事実及びトルコ系住民地区がトルコに依存しきっている状態に鑑みて, 当該地区を主権国家とは看做し得ず, キプロス共和国の既存の国境線内の事実上の行政団体 de facto administered entity であってトルコの援助に依存するものである。⁽¹⁰⁹⁾

(注)

108. 見よ, The Times, 16 November 1983, p. 12 and 21 (4) UN Chronicle, 1984, p. 17.
109. 同じく見よ, Foreign Affairs Committee, Third Report, Session 1986-7, Cyprus: HCP 23 (1986-7).

サハラ=アラブ民主共和国 The Saharan Arab Democratic Republic⁽¹¹⁰⁾

1976年2月, 西サハラをモロッコの支配から解放するための戦争を遂行していたポリサリオ解放戦線 Polisario liberation movement が独立主権国家サハラ=アラブ民主共和国 Saharan

Arab Democratic Republic の成立を宣言した。⁽¹¹¹⁾ その後数年内に、アフリカ統一機構 OAU 加盟国を含む多数の国々が新国家を承認した。1982年2月、OAU事務総長はアラブ=民主共和国 SADR が多数の国の承認を受けたことに基づき同国代表団に議席を与えようとしたが、反って19箇国の欠席という一大危機を招いてしまった。しかし1984年11月、OAU政府首脳会議 Assembly of Heads of State and Government of the OAU はモロッコの脱退をちらつかせた脅しがあったにも拘らず、サハラ=アラブ民主共和国の代表団に議席を与えることで同意した。⁽¹¹²⁾ この事実こそ OAU による国家承認と考えられるのであって、それ自体、証法上の意義を有する。確かに、このような状態での自決の効力の減退化を考えると、SADR の国家としての地位につき今日有力な根拠があると言えよう。但し今でも戦闘が続いていることを考えると、SADR の国家の地位に不安はつきまわっているとと言える。

(注)

110. 見よ, Shaw, op. cit., Chapter Three.

111. Africa Research Bulletin, June 1976, p. 4047 and July 1976, pp. 4078 and 4081.

112. 見よ, Keesings Contemporary Archives, pp. 33324-45.

国家連合 Associations of States

形式的には国家が相互間で国家連合を形成する仕方は色々ある。国家連合により新たな国家が成立するわけではなく、若干の国際法的効果が発生するにとどまる。例えば連合 confederations は最も近密な協力形態であろうが、一般的には数箇国が国際協定に従って共同で行動し、限定的機能をもつ一種の中央機関を備えている。しかし、連合 confederations の実例は今日存在していない。他方、連邦 federal unit は一国家として強力な中央集権の機関をもち、国民に対する広汎な管轄権をもつ官僚機構を通常備えている。尤も国家の権力は相異なる構成主体間に分割されている部分もある。⁽¹¹³⁾

(注)

113. 見よ, Crawford, op. cit., p. 291 and supra, p. 151. ガンビア Gambia とセネガル Senegal との間の協定案についても見よ, 21 ILM, 1982, pp. 44-47.

更に、弱小であり開発にとり残されたが故に相互に緊密な関係をもつ“連合国家 associated states”が存在する。一例を挙げるとクック諸島 Cook Islands とニュー=ジーランドとの結合がある。この事例では対内自治が対外依存に結びついているのである。⁽¹¹⁴⁾ もう一例挙げると、西インド諸島連合国家 Associated States of the West Indies を構成している郡島を指摘しうる。この西インド諸島連合国家は1967年西インド諸島法の定める条件即ち英国が外交及び防衛問題について監理権を行使するとの条件に従ってイギリスと結合したのである。この規定にも拘らず、この連合国家はみずからの独立を保持し得たのである。⁽¹¹⁵⁾

(注)

114. Crawford, op. cit., pp. 372-74. プエルトリコ Puerto Rico とニウエ Niue についても見よ, ibid.

115. 例えば見よ, Fawcett, Annual Survey of Commonwealth Law, 1967, pp. 709-11.

他国と結合関係にある国家の地位は基本条約の性格によって決定されるものであり、一定の条件の下で、国際的に広く認知されている世界的強国とは違った意味での国際的人格 international personality を享有することになる。しかし、そのような

地位が国連の認めた自決権行使の一方法であることに注目する必要がある。⁽¹¹⁶⁾ 国内問題を処理する権限を含めて、国家結合の各当事国には納得できる範囲の権力が留保され、無理なく基本条約を廃棄し得る地位が認められているならば、当該国家結合が保有する或る程度の主体性 personality は望ましく認容可能であると思われる。

(注)

116. 太平洋の信託統治領の後行国 successors については見よ, supra, p. 157.

コモンウェルス Commonwealth of Nations (従前の英連邦 British Commonwealth のこと) は通常、共通の利益と歴史的結合に基づく主権国家間の緩い連合体として最も著名なものである。その加盟国は全て完全な独立国であって、コモンウェルス事務局 Commonwealth Secretariat と定期的な政府首長 Heads of Government 会議の援助を通じて協力しあっている。特定の閣僚達の定期会合も行なわれている。コモンウェルスは法的拘束力を伴う関係を樹立しているわけではないが、有益な公開討論場として機能している。諸般の事情から観て、コモンウェルスが独立の国際人格を取得することはあり得ないと思われる。⁽¹¹⁷⁾

(注)

117. 見よ, Fawcett, The British Commonwealth in International Law, 1963; O'Connell, op. cit., pp. 346-56; Whiteman, op. cit. vol. I, pp. 476-544; Rousseau, op. cit. vol. II, pp. 214-64 and Sale, The Modern Commonwealth, 1983. フランス共同体 French Community についても見よ, Whiteman, op. cit., pp. 542-82 and O'Connell, op. cit., pp. 356-59.

結論

前述の団体 entities が国際的人格又は国家そのものを形成することになるのか、それとも単に不完全な国際的主体を形成するにすぎないのかという問題は、個別事例の具体的状況特に当該組織の主張や第三者支配の特定の理由づけ及び行政の実効性の程度、更には他の国際主体の反応に照らして慎重に判断されなければならない。この点で承認 recognition や黙認 acquiescence や禁反言 estoppel の法理が重要性をもつことは自明である。当該組織の何らかの国際主体性が客観的に受容されていなくても不承認の態度を採る国を拘束することは可能である。又、当該組織の存続期間や内容について無制限である必要もない。これらの要素については後程考察することにするが、ここではこの国際的地位の問題に関連する要求・利益を国際社会自体も持っている点に留意しなければならない。特に交戦法規の適用上の責任の問題や個人の保護に関して国際社会全体として関心をもたざるを得ない。⁽¹¹⁸⁾

(注)

118. 1959年の南極条約 Antarctica Treaty で樹立された特別の制度について、本書第8章“The Polar Regions”の節の説明を見よ。1982年の海洋法条約の下での国際海底機構 International Seabed Authority に関しては、本書第10章の“1982年海洋法条約 The 1982 Law of the Sea Convention”の節を見よ。

特別の事例

マルタの主権的騎士団 Sovereign Order

十字軍時代に軍事的・医療的団体として確立された該騎士団が1309年から1522年迄ロードス島 Rhodes を支配したが、1530年にシャルル5世 Charles V との条約でシシリー王国の

領土としてマルタに譲渡された。当該騎士団の主権は1798年に消失し、1834年に騎士団はその本部を人道的組織としてローマに設置した。⁽¹¹⁹⁾ この騎士団はマルタを支配下に収めた時すでに国際主体性 international personality を有していたが、同島を撤退せざる得なくなる時迄、大半の欧州諸国との間で公使館を設置して外交関係を維持していた。1935年にイタリア破棄院 Italian Court of Cassation はマルタ騎士団の国際人格を承認し、“現代国際法の主体理論は、その構成員の国籍から独立した構造をもつというその普遍的性格の故に一国家の領域的限界を越える活動を展開している多数の団体 collective units を国際社会の主体として承認している”と判示した。⁽¹²⁰⁾ これは第三者が認めたマルタ騎士団の職務的必要性に基づいて表明された文言である。例えば当該騎士団が40箇国以上と外交関係を維持していることは注目されなければならない。

(注)

119. O'Connell, op. cit., pp. 85-86 and Whiteman, op. cit. vol. I, pp. 584-87.

120. Nanni v. Pace and the Sovereign Order of Malta, 8 ILR, p. 2. 同じく見よ, Scarfo v. Sovereign Order of Malta, 24 ILR, p. 1 and Sovereign Order of Malta v. Soc. An. Commerciale, 22 ILR, p. 1.

ローマ法皇 Holy See とバチカン市国 Vatican City ⁽¹²¹⁾

1870年にイタリア軍が教皇領地を征服したので、当領地の主権国家としての存在も終了した。そこで通常領域主権 territorial sovereignty を現実剥奪されたローマ法皇の国際法上の地位を如何に解すべきかの問題が生じた。1929年のラテラノ条約 Lateran Treaty に署名したイタリアは“ローマ法皇の伝統とその使節に対する世界的需要とに鑑みて、ローマ法皇の本質に関わる特質としての国際法上の”バチカン市国と“ローマ法皇の主権”を承認した。⁽¹²²⁾ 従ってローマ法皇の国際法上の地位はバチカン市国の今日的地位の問題と相互に結び付いている。バチカン市国は教会職員以外は恒久的人口をもたず、法皇の任務を支援するだけの存在である。イタリアがバチカン市国の相当数の行政職務を遂行している。従ってバチカン市国を国家と看做し得ないと結論づける学者もいる。⁽¹²³⁾ それにも拘らず、バチカン市国は多くの国際条約の当事国になっているし、万国郵便連合 Universal Postal Union や国際電信連合 International Telecommunications Union の加盟国になっている。バチカン市国の主張に対する諸国家の承認乃至黙認の態度から判断して、同市国は現に国家として存在していると考えてよさそうである。

(注)

121. 見よ, Crawford, op. cit., pp. 152-60; Rousseau, op. cit. vol II, pp. 353-77, and Graham, Vatican Diplomacy: A Study of Church and State on the International Plane, 1959.

122. 130 BFSP, p. 791. 同じく見よ, O'Connell, op. cit., p. 289.

123. 見よ, Crawford, op. cit., p. 154 and Mendelson, “The Diminutive States in the United Nations”, 21 ICLQ, p. 609. 同じく見よ, Brownlie, op. cit., p. 65.

ローマ法皇に関する限り、1870年以後外交関係に携り国際協定・協約にも加入し続けてきた。従って国際人格としてのその地位は関係国によって認められてきた。しかしその人格が客観的且十分であるかについては疑問の余地がある。⁽¹²⁴⁾

(注)

124. 見よ, Crawford, op. cit., pp. 154-56 and 159-60; Brownlie, op. cit., pp. 65-66 and Fitzmaurice, Yearbook of the ILC, 1956,

vol. II, pp. 107, 118.

叛乱団体 Insurgents と交戦団体 Belligerents

国際法はこの種の主体が一定の状況下で主として一定の領域の事実上の de facto 支配に基づき合法的協定を締結し得ることを認めている。⁽¹²⁵⁾ 更には之等の団体は戦闘活動 hostilities に関して国際法規の適用を受け、やがては政府承認を受ける可能性もある。伝統的国際法は民族自決権の影響を受けて変化し修正を蒙っており、承認の他にも領域保全 territorial integrity や主権平等 sovereign equality や不干渉等の法原則が考慮される必要がある。⁽¹²⁶⁾

(注)

125. 見よ, Lauterpacht, op. cit., pp. 494-95; Brownlie, op. cit., pp. 64-65 and Chen, Recognition, 1951. 同じく見よ, Cassese, op. cit., p. 81.

126. 本章の“人民の自決権 The Right of All Peoples to Self-Determination”の節を見よ。

民族解放組織 National Liberation Movements (NLMs)

民族解放組織 NLMs が国際法の主体になり得るか、又、なりうるとしてもどの範囲内かという問題は、非自治地域とその人民の自決権の発達と結びついている。信託統治制度は各請願者からの聴聞を認めていたし、この制度は全ての植民地に適用されていた。1977年、国連総会第4委員会はポルトガル領アフリカの複数の民族解放組織の代表者が各自の運動地域の問題を処理する作業に参加することを認めた。⁽¹²⁷⁾ 総会決議 2918(XVII)はオブザーバーという概念にアフリカ統一機構 Organisation of African Unity が承認した解放運動団体としての地位を付与した。更に総会決議 3247(XXIX)では、OAU やアラブ連盟の承認した民族解放組織 NLMs が総会々期や総会後援の会議及び国連の専門機関と総会付属諸機関の各会合に参加し得ることが認められた。⁽¹²⁸⁾

(注)

127. 見よ, Shaw, “The International Status of National Liberation Movements”, 5 Liverpool Law Review, 1983, p. 19. 同じく見よ, Cassese, op. cit., p. 90 and Wilson, International Law and the Use of Force by National Liberation Movements, 1988.

128. P A G C の指導者は1973年に国連総会で演説することは許可されなかったが、P L O の指導者は1974年に演説を認められた。見よ, A/C. 4/SR. 1978 p. 23 and resolution 3237(XXIX).

関係組織を国連が認知する前に当該組織の最低限度の実効性を確保して脱退論を事実上排除するため、地域的承認という要件が必要だと考えられた。国連の経済社会理事会も同様のアプローチを採用しており、その手続規則の下で同理事会は国連総会決議により承認された NLM を同決議に従って、投票権なしで関連討議に参加するよう招請し得ることになっている。⁽¹²⁹⁾

(注)

129. ECOSOC resolution 1949 (L V II), 8 May 1975, rule 73. 人権委員会 Human Rights Commission についても見よ, CHR/Res. 19 (X X IX). 国連総会及び経済社会理事会 ECOSOC も、専門機関及び他の国連諸機関に対して植民地住民と NLM を援助するよう要請している。例えば見よ, Assembly resolutions 33/41 and 35/29.

安保理もパレスチナ民族解放機構 Palestine Liberation Organisation (PLO) に対して、安保理加盟国ではなく国連加盟国に付与されているのと同種の参加権を伴って安保理の討議に参加することを認めた。但しそれによって深刻な構造的問題が発生してしまった。⁽¹³⁰⁾ 例えば国連及び関連機関で NLM がオ

プザーバーの地位を取得できる可能性は、国際実行の上で肯定的に処理されているようである。しかし国際人格の問題はもっと複雑で且つ重要であって、国家実行に基づいて判断されなければならない。⁽¹³¹⁾ 民族解放組織に国家承認を与えればそれだけで国家たる地位を取得するのに十分かどうかは、今も論争されている問題である。

(注)

130. 見よ, Yearbook of the UN, 1972, p. 70 and 1978, p. 297; S/PV 1859 (1975); S/PV 1870 (1976); UN Chronicle, April 1982, p. 16 and DUSPIL, 1975, pp. 73-75. 同じく見よ, Shaw, op. cit. footnote 127.

131. 見よ, UN Headquarters Agreement case, ICJ Reports, 1988, p. 12; 82 ILR, p. 225.

ナミビアに関する限り、当該領域は国際的地位をもつと看做されていたし、⁽¹³²⁾ その民族解放団体はその人民を真正に代表するものと承認されていたが、⁽¹³³⁾ 理論的には国連ナミビア理事会の管理下に措かれていた。当該理事会は1967年に国連総会によりナミビア領土を管理し独立の準備をするために設立されたが、1990年に解散した。国連加盟の31箇国で構成されるこの理事会は国連総会に対して責任を負っていた。⁽¹³⁴⁾ 又、この理事会は各種の国際機関や会議でナミビアの利益を代表し、ナミビア人に対して旅行及び身分証明書を発給し、大半の国もこの証明書を有効と認めた。⁽¹³⁵⁾ 1974年、理事会は布告第1号 Decree No. 1を出して南アフリカ後援下でのナミビアの資源開発を禁止しようとしたが、明確な文言で起草されなかったこの布告から殆んど成果は生じなかった。⁽¹³⁶⁾ 理事会の地位は不明瞭ではあったが、国連内で一定の役割を果たしたことは事実であり、何らかの形の権限主体であったと言えるかもしれない。

(注)

132. The Namibia case, ICJ Reports, 1971, p. 16; 49 ILR, p. 3.

133. Assembly resolution 3295 (X XIX).

134. イギリスはこの理事会を承認しなかった。見よ, 408 HL Deb., col. 758, 23 April 1980.

135. 例え見よ, Engers, "The UN Travel and Identity Documents for Namibia", 65 AJIL, p. 571.

136. 見よ, Decolonisation, no. 9, December 1977.

国際公企業 International Public Companies

このタイプの主体 entity は多国籍公企業 multinational public enterprises とか国際事業法人 international bodies corporate とか様々な名称で知られているが、一般的に政府企業と民間企業との間の国際協力協定によってその性格は決定される。⁽¹³⁷⁾ 例え或る学者はこの種の主体を定義して、“一国の国内法の排他的適用によって組織されるのではなく、その社員や理事は数箇国の国家主権を代表し、その法主体性 legal personality は国家の当局者の決定や国内法の適用に依らず又は完全にはそれらに基づかず、その活動も最終的には少なくとも部分的に単一もしくは複数の国内法に非ざる規則によって支配される”法人であると述べている。⁽¹³⁸⁾ こういう企業はその基本文書上の性格でも権能 competence の点でも相当に異なり得るものである。こういう企業の例としては、地球的商業通信衛星システムのための政府間機構として1973年に設立されたインテルサット INTELSAT、当事国間の鉄道管理のために装置を賃貸する目的に14箇国が1955年に設立したユーロフィーマ Eurofima、そして5箇国と受入国スイスとの間の条約で1930年に設立された国際決済銀行 Bank of International Settlement がある。主体の問題は国内主体 municipal personality と国際

主体 international personality との区別に基づいて考えなければならない。もし当該主体が一定範囲の権限を与えられ国内主体と十分な差異が認められるならば、国際的人格を帯有していると考えてよいかもしれない。しかしこの点については慎重に諸般の事情 the circumstances を考察する必要がある。

(注)

137. 例え見よ, Fligler, Multinational Public Enterprises, 1967; Brownlie, op. cit., pp. 67-69 and Ijalaye, The Extension of Corporate Personality in International Law, 1978, pp. 57-146.

138. Cited in Ijalaye, op. cit., p. 69.

国際法人 Transnational Corporations

国際主体の候補にもう一つ国際的多国籍企業 transnational or multi-national enterprises を指摘し得る。国際関係上のこの重要な現象に関して色々な説明が為されている。⁽¹³⁹⁾ このタイプの企業は本質的に私企業体であって、親企業 parent corporations と結合した複数の法的団体を包摂し、規模の点でも多国籍化の展開いう点でも他のタイプと企業と区別される。バルセロナ・トラクション事件 Barcelona Traction case ⁽¹⁴⁰⁾ 以後、この種の法人を扱う国際実行が量的に増大している。今、求められているのは、これらの企業の国際活動の主たる要領を指示するガイド＝ラインの策定である。⁽¹⁴¹⁾ しかし進歩は遅々たるものであって、そうした成文法 Code の法的効力（それがあると仮定して）から国有化及び補償基準に及ぶ複数の重要問題が未解決のままである。⁽¹⁴²⁾ 受入国に対してと同様に国際法人に直接権利を付与し義務を課す条約が万が一にも発効すれば、国際法人を国際主体 international persons と看做することも可能となろう。しかし、そうした事態は未だ発生していない。⁽¹⁴³⁾

(注)

139. 例え見よ, Jenks, Transnational Law in a Changing Society (eds. Friedman, Henkin and Lissitzyn), 1972, p. 70; Baade, Legal Problems of a Code for Multinational Enterprises (ed. Horn), 1980.

140. ICJ Reports, 1970, pp. 3, 46-47; 46 ILR, pp. 178, 220-21.

141. 例え見よ, OECD Guidelines for Multinational Enterprises, 75 US Dept. State Bull., p. 83 (1976) and ILO Tripartite Declaration of Principles concerning Multinational Enterprises and Social Policy, 17 ILM, pp. 423-30. 同じく見よ, Baade, op. cit., pp. 416-40.

142. 国連多国籍企業委員会 UN Commission on Transnational Corporation が作成した行動法典案を見よ, 22 ILM, pp. 177-206. 同じく見よ, 23 ILM, p. 627 and ibid., p. 602 (重要問題に関する事務局の報告書)。

143. 合衆国対外関係法(第三次)リステイトメント Restatement (Third) of Foreign Relations Law of the United States (1987, p. 126) は、多国籍企業が国際生活上の主体として確立した存在になっているものの“国際法上の独立の地位を未だ取得していない”と記している。

諸人民の自決権

Right of All Peoples to Self-Determination ⁽¹⁴⁴⁾

法的権利としての確立

この原則は基本的にはヨーロッパで発達した国籍及び民主主義という両概念に遡航し得るが、第一次大戦後に始めて大きく登場した。ウィルソン大統領の尽力にも拘らず、自決権は連盟規約 League of Nations Covenant には含まれず、又、法的原則としても全く認められなかった。⁽¹⁴⁵⁾ しかし、その影響は各々の少数民族 minority 保護規定 ⁽¹⁴⁶⁾ や文明の神聖な信託 sacred trust という概念に基づく委任統治制度 mandates sys-

tem)やにみて取ることができる。第二次大戦前の10年間、国際法上の自決権に関する比較的ささやかな実行が観られた。この期間にソ連が締結した多数の条約に自決の原則が明記されたが、オーランド諸島事件 Aaland Islands case では、この事件を扱った国際法律家委員会 International Commission of Jurists 及びラポラトゥール委員会 Committee of Rapporteurs の双方は自決原則が国際法原則でなく純然たる政治原則であるとはっきり認めていた。⁽¹⁴⁸⁾ この事件そのものは、フィンランドの一部と主張されていた島のスウェーデン系住民に関わるものであったが、国際連盟が少数民族の保護を条件としてフィンランドの主権を承認したことで解決した。

(注)

144. 一般的著作として以下を挙げ得る, Umourike, *Self-Determination in International Law*, 1972; Rigo-Sureda, *The Evolution of the Right of Self-Determination*, 1973; Shukri *The Concept of Self-Determination in the United Nations*, 1967; Pomerance, *Self-Determination in Law and Practice*, 1982; Shaw, *op. cit.*, pp. 59-144; Crawford, *op. cit.*, pp. 84-105; Rousseau, *op. cit.* vol. II, pp. 17-35 and Tunkin, *op. cit.*, pp. 60-69. 同じく見よ, Wilson, *op. cit.*
145. 見よ, Cobban, *The Nation-State and National Self-Determination*, 1969; Miller, *The Drafting of the Covenant*, vol. II, 1928, pp. 12-13; Wambaugh, *Plebiscites since the World War*, vol. I, 1933, p. 42 and Pomerance, *op. cit.*
146. 例えば見よ, Claude, *National Minorities 1955 and Lador-Lederer*, *International Group Protection*, 1968.
147. 例えば見よ, *The Baltic States' treaties*, Martens, *Recueil General de Traités*, 3rd Series, ?, pp. 864, 877 and 888 and Cobban, *op. cit.*, pp. 187-218. 同じく見よ, Whiteman, *op. cit.* vol. 4, p. 56.
148. LNOJ Supp. no. 3, 1920, pp. 5-6 and Doc. B7/21 /68 /106 [V II] pp. 22-23. 同じく見よ, Barros, *The Aaland Islands Question*, 1968 and Verzijl, *op. cit.*, pp. 328-32.

第二次大戦は民族自決思想に対する考察を更に推し進めることになったが、民族自決原則は国連憲章に導入された。第1条第2項は国連の目的の一として人民の同権と自決の尊重に基礎を措いた諸国民間の友好関係の発展を明文化しているし、第55条も同様の表現を繰り返している。これらの極めて一般的な表現での自決原則への言及だけで同原則が拘束力ある権利として承認されるに十分であるかは論議のあるところであるが、大多数の見解は同原則の法的権利性を否定している。国連憲章で政治的目標を宣言した箇所の全てが法的義務を創設していると自動的に看做し得る訳ではない。他方、憲章特に国連の目的を宣言した文脈の中に同原則を含めたために、同原則の法的効力乃至法的結果更にはその定義に関して、その後解釈論争の可能性が残ることとなった。憲章第11章及び第12章も非自治地域及び信託統治地域について定めており、自決権の発達とその定義に関連性を有すると考えられる点に注意すべきである。尤も自決権という言葉はこの両章では明示的には使用されていない。⁽¹⁴⁹⁾

(注)

149. 例えば見よ, O'Connell, *op. cit.*, p. 312; Bentwich and Martin, *Commentary on the Charter of the UN*, 1950, p. 7; Nincic, *The Problem of Sovereignty in the Charter and the Practice of States*, 1970, p. 221; Kelsen, *Law of the United Nations*, 1950, pp. 51-53 and Lauterpacht, *International Law and Human Rights*, 1950, pp. 147-49. 同じく南西アフリカ事件での田中耕太郎判事の意見を見よ, ICJ Reports, 1966, pp. 288-89; 37 ILR, pp. 243, 451-52.

1945年以来、一般的には自決原則の明徴化と基礎づけに関する、又特殊的には具体的事例への当該原則の意図的適用に関する国連の実行により、国際法上の自決権の法的地位が最終的に確立したと看做され得る。この自決権の法的権利性の取得は、条約又は慣習法により、若しくは議論の多い法の一般原則 general principle of law としての地位を認めることにより説明され得るものである。之等の三つの説明方法は後述の通り相互に関連性をもっている。国連憲章は多辺条約 multilateral treaty であって、その後の実行を基準にして解釈されるべきであるが、国連システム内部で明確となっている国家や国連の実行の範囲は慣習法形成を可能ならしめる範囲でもある。自決問題を扱った国連文書の分量を見ると、自決概念の重要性がわかる。そこで、こうした資料の中で若干の重要なものを簡潔に紹介しておこう。

1960年に賛成89・反対0・棄権9で採択された国連総会決議1514(XV)の植民地独立付与宣言 Declaration on the Granting of Independence to Colonial Countries and Peoples は次の点を強調している。

諸人民は自決権をもつ。この権利によって諸人民はみずからの政治的地位を自由に決定し、みずからの経済的・社会的・文化的発展を完全に追求し得るのである。

政治的・社会的・経済的又は教育的準備の不十分さは独立を遅延させる口実として用いられてはならなかったし、民族的統一と領土保全 territorial integrity を一部乃至全体的に分裂される試みは国連憲章と両立できないものと看做された。植民地独立付与宣言により自決論争は植民地問題の一環として植民地の分離独立闘争に結びつけられ、同宣言は一部の学者により国連憲章の拘束力ある解釈を示すものと考えられている。⁽¹⁵⁰⁾ 同宣言は非植民地化特別委員会 Special Committee on Decolonisation の設置により補強されたが、同委員会は現在全ての非自治地域の問題に極めて積極的に対処している。又、国連の全ての自決関連決議が明示的に同宣言に言及している事実も志れられてはならない。実際、国際司法裁判所は植民地独立付与宣言について、それが非自治地域に関する国際法の発達で“重要な段階 important stage”を画し“非植民地化プロセスの基礎 basis for the process of decolonisation”となったと明言している。

(注)

150. 例えば見よ, Brownlie, *op. cit.*, p. 595 and Asamoah, *The Legal Significance of the Declarations of the General Assembly of the United Nations*, 1966, pp. 177-85. 同じく見よ, Shaw, *op. cit.*, Chapter 2.
151. *The Western Sahara case*, ICJ Reports, 1975, pp. 12, 31 and 32; 59 ILR, pp. 14, 49.

1966年、国連総会は国際人権規約 International Covenants on Human Rights を採択した。二つの人権規約の共通第1条は特に *inter alia*, “全ての諸国民は自決権をもつ。当該権利によって諸人民は自由にみずからの政治的地位を決定する”と定めると共に、当事国が“国連憲章の諸規定に従って自決権の実現を促進し尊重しなければならない”旨を宣言している。両規約とも1976年に発効し、当事国間では拘束力ある規範になっている。更に両規約は国連憲章上の自決権を始めとする人権規定の公権的解釈を示したものとも看做され得る。1970年の友好関係原則宣言 Declaration on Principles of International Law Concerning Friendly Relations は国連憲章の七箇条の規定を解説した権威ある解釈を示していると考えられている。同宣言は

特に *inter alia*, “国連憲章で尊重されている人民の同権及び自決の原則によって、全ての人民はみずからの政治的地位を... 自由に決定する権利をもつ” ことと、全ての国が憲章に従ってこの権利を尊重する義務を負うことを宣言している。同宣言は明らかに国連憲章上の若干の重要規定の意味を明徴化することを意図しており、実際に国連総会では反対ゼロで採択されたものである。⁽¹⁵²⁾

(注)

152. 無投票決議 2625 (X X V) で採択された。例えば見よ, Rosenstock, “The Declaration of Principles of International Law Concerning Friendly Relations”, 65 AJIL, 1971, pp. 16, 111 and 115.

このような一般的抽象的アプローチに加えて、国連諸機関は各別の背景をもつ一連の決議の中で自決に言及してきた。この国連実行は、自決原則が憲章の解釈を通じて国際法上の権利になっているという結論を補強するものとして引用されている。無数とっていい決議が国連総会及び安保理で採択されている。⁽¹⁵³⁾ 国連システム内での実行が今も国家実行としての実体をもつ故に慣習法規としての成立も可能であるが、法的信念 *opinio juris* の確認は容易ではなく、慎重な評価と判断に挨たなければならない。

(注)

153. 例えば見よ, Assembly resolutions 1755 (X V II); 2138 (X X I); 2151 (X X I); 2379 (X X III); 2383 (X X III) and Security Council Resolutions 183 (1963); 301 (1971); 377 (1975) and 384 (1975).

自決原則に関する司法的判断は比較的稀れであるが、ナミビア事件⁽¹⁵⁴⁾と西サハラ事件⁽¹⁵⁵⁾での国際司法裁判所の勧告的意見で焦点になった。ナミビア事件で、ICJは“国連憲章で規定された非自治地域に関する国際法の爾後の発展により、自決原則は全ての非自治地域に適用可能になった”⁽¹⁵⁶⁾と指摘した。西サハラ事件ではこの点が再確認された。⁽¹⁵⁷⁾ この事件は、植民本国たるスペインの支配下にあり乍らモロッコ及びモーリタニアの併合要求 *irredentist claims* の対象になっていた地域の非植民地から生じた。ICJはその時の西サハラとモロッコ及びモーリタニアとの法的紐帯について意見を求められた。ICJは、意見要請が西サハラの非植民地化に対する国連総会の関心から生じたものであり、人民の自決権が裁判所に提起された諸問題の基本的前提となると指摘した。⁽¹⁵⁸⁾ 前述の憲章規定及び総会決議を分析した上でICJは、モロッコ及びモーリタニア間の結合と1880年代という問題の期間の西サハラとは植民地独立付与宣言を西サハラに適用するについて何ら妨げにならないし自決権を害するものでもない判断した。即ち、ICJがこの地域との関連で民族自決原則を法的原則と看做したことは明らかである。

(注)

154. ICJ Reports, 1971, p. 16; 49 ILR, p. 3.

155. ICJ Reports, 1975, p. 15; 59 ILR, p. 30. 同じく見よ, Shaw, “The Western Sahara Case”, 49 BYIL, p. 119.

156. ICJ Reports, 1971, pp. 16, 31; 49 ILR, pp. 3, 21.

157. ICJ Reports, 1975, pp. 12, 31; 59 ILR, pp. 30, 48.

158. *Ibid.*, p. 68; 59 ILR, p. 85. 特にジラード判事 Judge Dillard の“国際法規範は国連の保護下にある非自治地域の非植民地化に適用可能になっている”との見解について見よ, *ibid.*, pp. 121-22; 59 ILR, p. 138. ベトレン判事 Judge Petren についても見よ, *ibid.*, p. 110; 59 ILR, p. 127.

自決の定義

もし自決原則が法原則として存在し、それが常態だと考えられるならば、当該原則の範囲と適用の問題が提起されよう。前述の通り、1960年の植民地独立付与宣言から1970年の国際法原則宣言や1966年の国際人権規約に至る国連での自決原則の形成プロセスを観ると、それが“全ての人民 *all peoples*”の権利である点が強調されている。もしそうであれば、全ての人民は或る程度迄国際法主体として国際的権利を直接享有し得ることになる。そして、ここで使われている“人民 *people*”の定義が通常政治学的社会的定義であれば、⁽¹⁵⁹⁾ 国際法領域で基本的再調整がなされたはずである。実際には、この再調整は行なわれず、国際法上も“人民 *people*”概念がそのまま使用された。そのため、問題の自決の“自 *self*”は一般的に認められた植民地的文脈の中で決定されなければならない。この“自 *self*”概念を拡大する試みは成功しておらず、一国の国民的統合 *national unity* と領土保全 *territorial integrity* を一部乃至全体的に分裂させようとの試みに国連はたゆまず反対している。⁽¹⁶⁰⁾ 国連は、“植民地又は他の非自治地域が憲章の下で行政権行使国の領域とは別個の地位を有し”その地位が当該地域人民による自決権の行使が認めらる迄存続するとの前提に、みずからの政策を基づかせている。⁽¹⁶¹⁾ 自決原則は又、植民地時代の領域的枠組を脱植民地プロセスを通じて保護し、独立国家からの分離 *secession* を許容する規範の発生を防止するために、領土保全原則 *principle of territorial integrity* と結合させて使用されている。自決概念は、分離独立 *secession* を含む多様な形で主権国家に適用され得る能力をもつが、今迄のところそうした事態は起きていない。⁽¹⁶²⁾ 但し、ヨーロッパの植民帝国の崩壊プロセスでこの概念は明確な形で適用され、植民地人民に一定の国際人格を付与することに貢献した。

(注)

159. 例えば見よ, Cobban, *op. cit.*, p. 107, and Deutsche, *Nationalism and Social Communications*, 1952. 同じく見よ, Greco-Bulgarian Communities case, PCIJ, Series B, no. 17; 5 ILR, p. 4.

160. 例えば、1960年の植民地独立宣言や1970年の国際法原則宣言やアフリカ統一機構憲章 OAU Charter 第Ⅲ条 [3] を見よ,

161. 1970年の国際法原則宣言。国連総会決議 1541 (X V) が“植民本国と地理的に分離し、人種的又は文化的に異なった”地域に関する情報を伝達する義務があると宣言したことを想起せよ。

162. 見よ, Shaw, *op. cit.*, Chapters 3 and 4.

自決原則は、植民地としての一定の領域的単位の人民が自由にみずからの政治的地位を決定できる旨の規範を含んでいる。そのような決定の結果は、独立に落ち着くこともあろうし、隣国との統合になることもあろうし、他の独立国との自由な結合になることもあろうし、当該地域人民が自由に決定した他の政治的地位の取得ということになることもあろう。⁽¹⁶³⁾ 自決原則は更に、国家成立の際にその主権と独立を保全し、紛争解決基準を提示するとともに、天然資源に対する国家の恒久的主権 *permanent sovereignty of states over natural resources* の考えを導き正当化した。⁽¹⁶⁴⁾

(注)

163. ICJ Reports, 1975, pp. 12, 33 and 68. ジラード判事の意見をも見よ, *ibid.*, p. 122; 59 ILR, pp. 30, 50, 85, 138. 国連総会決議 1541 (X V) 及び1970年の国際法原則宣言を見よ。

164. 1991年2月22日、ポルトガルは国際司法裁判所 ICJ にオーストラリアを被告として訴訟手続の開始を申立て、就中 *inter alia*,

“チモール峡谷 Timor Gap”の大陸棚の探査と開発を定めたオーストラリア＝インドネシア協定が東チモール人民の自決権を侵害していると主張した。東チモールはポルトガル植民地であったが、現在インドネシアの支配下にある。ICJ Press Communique No. 91/6, 22 February 1991.

個人 Individuals ⁽¹⁶⁵⁾

国際法上の個人の地位という問題は、人権の国際的保護の登場と密接に結びついている。本節では前者に関する一般的論述にとどめておこうと思う。この点に関して客体理論は、個人がそれ自体で意図的な法的規制のテーマになると主張している。国家のみが、そして最近では国際機構も多分、国際法の主体になり得るのである。⁽¹⁶⁶⁾ この理論の価値は限定的だと言わざるを得ない。国際法の本質は常に人間に対する最終的関心であったが、この事実は古典的国際法の起源が自然法にある点に明瞭に示されている。⁽¹⁶⁷⁾ 19世紀に実定法理論 *positivist theories* が成長したために、個人に対する最終的関心という点が曖昧となり、国家の中心的役割と排他性が強調された。にも拘らず、現代の諸実行 *modern practice* から、個人が益々国際法の参加的主体として承認されてきていることが解る。こうした事態は、排他的ではないにしても基本的に、人権法の発達によってもたらされている。

(注)

165. 例えば見よ, Brownlie, *op. cit.*, Chapter XXIV; O'Connell, *op. cit.*, pp. 106-12; Norgaard, *Position of the Individual in International Law*, 1962; Lauterpacht, *op. cit.* footnote 149 and *International Law: Collected Papers*, vol. II, 1975, p. 487, and *The Individual Duties to the Community and the Limitations on Human Rights and Freedom under Article 29 of the Universal Declaration of Human Rights*, study prepared by Daes, 1983, E/CN. 4/Sub. 2/432/Rev. 2. 本書第6章をも参照せよ。

166. 例えば見よ, O'Connell, *op. cit.*, pp. 106-7.

167. 例えば見よ, Grotius, *De Jure Praedae Commentarius*, 1964, cited in Daes, *op. cit.*, pp. 44 and Lauterpacht, *op. cit.* footnote 149, pp. 9, 70 and 74.

国家と個人との国際法を前提とした結合関係は、歴史的に言うくと、国籍 *nationality* という概念で示されている。国籍は特に管轄権の分野でも国家による個人の国際的保護の分野でも極めて重要であったし、今もその点は変わらない。例えば、外国に対する個人の請求は彼の本国の請求に包含されるとしばしば指摘されている。⁽¹⁶⁸⁾ 各国はみずからの国民となる者を決定する権能をもっており、この点は国際法に合致してその権能が行使される限り他の諸国も承認しなければならない。但し、他の諸国がその国籍を受け入れるためには、当該国家と問題の個人との間に真正の連関 *genuine connection* がなくてはならない。⁽¹⁶⁹⁾

(注)

168. 見よ, Panevezys-Saldutiskis case, PCIJ, Series A/B, no. 76; 9 ILR, p. 308. 同じく見よ, Mavrommatis Palestine Concessions case (Jurisdiction), PCIJ, Series A, no. 2 (1924); 2 ILR, p. 27. 本書後出の第13章を見よ。

169. 見よ, Nottebohm case, ICJ Reports, 1955, pp. 4, 22-23; 22 ILR, p. 349. 又、本書後出の第13章を見よ。

勿論、国家は国内法とは独立した形で国際法上執行可能な特定の権利を個人に付与することに同意し得る。例えば、1919年のベルサイユ条約第304条(b)の下で、同盟及び連合国防連 Allied and Associated Powers の国民は自身の名でドイツを被

告して補償を求める訴えを混合仲裁々判所 *Mixed Arbitral Tribunal* を提出し得たし、1907年の中米司法裁判所設立に関する中米五箇国間条約 *Treaty of 1907 between five Central American States establishing the Central American Court of Justice* は個人が直接に中米司法裁判所に提訴し得る旨を定めていた。⁽¹⁷⁰⁾

(注)

170. 見よ, Whiteman, *op. cit.* vol. I, p. 39.

この命題は、常設国際司法裁判所 *Permanent Court of International Justice*, PCIJ によるダンチヒ鉄道員事件 *Danzig Railway Officials case* ⁽¹⁷¹⁾ の判決で繰り返された。この事件では、ポーランドの鉄道組織で働くダンチヒ鉄道員の雇用条件に関してポーランド＝ダンチヒ間に協定が存在していた。ポーランドは、当該協定が国際条約であること、及びそれによって付与された特定の権利が同国々内法に編入されていなかったために、当該権利未実施が同国とダンチヒとの間だけの問題となり関係の個人がダンチヒを相手方として申立てを提出できることを認めた。常設国際司法裁判所 PCIJ は、この条約の特別の事情と両当事国の締結時の目的とに注目するこういう主張を却けた。条約が個人に関する権利・義務を創設しているかどうかは、事件の事実関係と当事国の意図に依拠して判断されなければならないのである。

(注)

171. PCIJ, Series B, no. 15 (1928); 4 ILR, p. 287.

1919年の講和諸条約での少数民族保護 *minority protection* 規定の下で、個人が直接、特定の事件を国際裁判所に提訴することができた。同様に、1922年の上部シレジア条約 *Upper Silesia Convention of 1922* が設置した仲裁々判所は、自己の本国を相手方とする国民の訴えを審理する権限をもつことを、みずから認定した。⁽¹⁷²⁾

(注)

172. 例えば見よ, Steiner and Gross v. Polish State, 4 ILR, p. 291.

その時から、極めて多くの条約が個人が直接に権利をもつことを定め、個人が直接に国際裁判所 *international court and tribunals* に出訴し得ることを認めている。そのような条約の例として、1950年の欧州人権条約 *European Convention on Human Rights*, 1957年の欧州共同体諸条約, 1969年の米州人権条約 *Inter-American Convention on Human Rights*, 1966年の市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書 *Optional Protocol to the International Covenant on Civil and Political Rights*, 1965年の人種差別撤廃条約 *International Convention for the Elimination of All Forms of Racial Discrimination*, そして1965年の投資紛争解決条約 *Convention on the Settlement of Investment Disputes*, 1965. を指摘し得よう。⁽¹⁷³⁾

(注)

173. 本書後出の第6章及び第17章を見よ。

義務に関する限り、若干の特定の問題で国際法は個人に対して直接責任 *direct responsibility* を課している。⁽¹⁷⁴⁾ 海賊 *piracy* の場合、その実行者は国際社会に対する犯罪を犯しているのであって、国際裁判所又はいずれの国家によっても処罰され得る。例えば、当該犯罪の裁判管轄権は海賊行為の行われた領域国や海賊行為者の本国やに限定されないのである。第二次大戦後のニュルンベルク裁判所 *Nuremberg Tribunal* は、“国際法が国家のみならず個人にも義務と責任を課している”と指摘した。その理由は、“国際法に反する犯罪が抽象的団体では

なく人間によって遂行されており、その実行者たる個人を処罰して始めて国際法規が実施されることになる”からである。⁽¹⁷⁵⁾ 個人責任が追及されるべき関係分野に、平和に対する罪 crimes against peace や戦争犯罪 war crimes そして人道に対する犯罪 crimes against humanity が含まれている。ニュールンベルク憲章の諸規定は今日では国際法の一部と看做されている。特に1946年に国連総会が当該憲章の諸原則とニュールンベルク裁判所の判決を肯認してからは、そうである。⁽¹⁷⁶⁾ 国連総会は又、ジェノサイドが個人責任を伴う国際法上の犯罪であると宣言した。⁽¹⁷⁷⁾ この趣旨は1948年のジェノサイド条約 Genocide Convention で再確認されたし、他方では1973年のアパルトヘイト罪の抑止及び処罰に関する国際条約 International Convention on the Suppression and Punishment of the Crime of Apartheid はアパルトヘイトを直接責任を伴う国際犯罪であると宣明している。

(注)

174. 例えば見よ, Lauterpacht, op. cit. footnote 149, p. 43; International Criminal Law (eds. Mueller and Wise), 1965, pp. 621-22, and Brownlie, op. cit., pp. 561-64.
175. 1945年8月8日のロンドン協定に一体化されている国際軍事裁判所条約 Charter of the International Military が主要戦争犯罪人の起訴と処罰を定めているのを見よ。同様に以下を見よ, Horowitz, The Tokyo Trial, International Conciliation no. 465 (1950); Brownlie, op. cit., p. 562 and Lauterpacht, op. cit. footnote 15, p. 6.
176. Resolution 95 (I). 同じく見よ, Yearbook of the ILC, 1950, vol. II, p. 195, and the Convention on the Non-Applicability of Statutory Limitations to War Crimes Against Humanity, 1968.
177. Resolution 96 (I).

慣習国際法及び条約上の個人の権利義務に関するこのような広範囲に及ぶ実行から、個人 individuals が国際法の主体 subjects になっている状況がよくわかる。近年の国際関係の枠組みが個人の限定的法主体性以外の事柄にも影響を及ぼしていることは認めざるを得ないが、当面は、個人の法主体性の性質及び範囲を決定するだけでよいのである。

国際組織 International Organisations

国際組織の性質・特徴・形式は本書第19章で概説するが、この種の団体は国際法主体論の分野で重要な役割を演じている。19世紀以来、国際組織の数が増加し、その法主体性に関する問題が発生した。⁽¹⁷⁸⁾ その解答は各国際組織につきその特別の事情に基づいて判断されなければならない。組織が国際法上の主体性 personality をもつかどうかは、その基本文書上の地位や現実の権限や実行によって決まる。この関連で重要な要素は、国家や他の組織と交渉し条約を締結する権能があるかどうか、そして国内法上いかなる地位を認められているか、という点であろう。これらの要素は、国際法主体性の有無を判別する指標として知られている。⁽¹⁷⁹⁾

(注)

178. 見よ, O'Connell, op. cit., p. 94. 更に本書後出第19章を見よ。
179. 見よ, Reparation for Injuries case, ICJ Reports, 1949, p. 174; 16 ILR, p. 318.

法主体性の取得・性質及び結果—結論

国際法の既存の主体及び潜在的主体 possible subjects をこれ迄観てきたところから明らかになるのは、すべての団体 entities が国際社会で及ぼし合っている相互作用の範囲であり、又、

国際法を現代の国際社会の枠組みと妥協させようとする圧力の存在である。国際司法裁判所は明確に国際法主体の複数の類型の存在を認めており、“どのような法体系の下に於いても、その法主体は必ずしもその性質及び権利の範囲の点で同一である必要はない”と指摘している。⁽¹⁸⁰⁾ しかし、法主体には二つの基本的なカテゴリーが存在する。即ち、客観的主体 objective personality と有権的主体 qualified personality である。前者にあっては、広範囲の国際的権利及び義務を享有乃至負担し、関係をもつ他の全ての国際法主体によって国際人格を認められる地位に立つ。換言すれば、前者は万能神 erga omnes として行動するのである。客観的国際法主体の創設は必然的に実現困難な状況にあり、本質的に国際社会全体又は国際社会の大国の行動を要請するのである。国際司法裁判所は国連職員が蒙った損害の補償請求事件 Reparation case で次のように述べている。

国際社会の構成員の大多数たる50箇国は、国際法に従って、客観的国際法人格をもつと共に、みずからが付与する主体性だけでなく国際請求提出権限をもつ団体として存立するための権力を保持している。⁽¹⁸¹⁾

(注)

180. Ibid., p. 178; 16 ILR, p. 321.
181. Ibid., p. 185; 16 ILR, p. 330.

他方、同意を与えた主体のみを拘束する限定的人格は容易に達成取得され得るが、この点で少なくとも理論は既存の実行 existing practice を承認すべきことは明らかである。どのような法人も、他の団体がみずからの主体性 personality を保有して独立して in personam 意思決定を行なうことを認めることはできるのである。

国家は本源的且つ主要な国際法主体である。この主体性は国際システムの性質及び構造に由来する。国家は法定の成立基準を事実的に充足させたときに、しかもその結果として成立する。国家承認に関する創設的効果説 constitutive theory of recognition は全く認め得ないものであるが、承認が法定基準の充足の有無を判断する貴重な証拠になることは言う迄もない。主権平等原則 principle of sovereign equality により、全ての国家は同程度の国際法主体性を享有している。つとに指摘されていることであるが、国際組織の中には、国際法の派生的主体というよりはむしろ、主権的乃至自治的法統治団体 sovereign or self-governing legal communities として国際システムから直接固有の主体性を導き出し国際法の一般的且つ客観的主体になっているものもある。非政府団体 non-governmental organisations や個人を含む非主権的主体は、国際法の必然的主体によって付与された国際的権限のみを保有する派生的主体である。⁽¹⁸²⁾ この見解に対して疑問が呈されるかもしれないが、大規模な国際組織の実行 practice の重要性は過少評価されてはならない。

(注)

182. 例えば見よ, Seversted, "International Personality of Intergovernmental Organisations", 4 Indian Journal of International Law, 1964, p. 19.

同様に、国連の経験のみならず（1929年以前の）ローマ法皇の役割も又、派生的 derivative という表現が不十分なものであることを示している。両者の重要性は基本文書 constituent instruments やその後の実行に基づいて国際的権利義務を拡張してゆく権能に由来すると共に、他の国際法主体の創設に影響力を行使して立法過程で一定の役割を果たす権能にも由来している。

承認 recognition, 黙許 acquiescence 及び禁反言 estoppel は、

国家及び国際組織のみならず凡ゆる種類の国際的団体について、その国際法主体性を判断するための重要原則になっている。之等の原則は新たな国際法主体の成立のみならず、それらの性質や権利義務の確定にも影響を与えるであろう。

法主体性は条約規定と他の国際法主体からの承認 recognition や黙許 acquiescence とが結合したときに取得される。例えば国際赤十字委員会 International Committee of the Red Cross はスイス法の適用を受ける非政府間組織 non-governmental organisation であるが、1949年のジュネーヴ赤十字諸条約の下で特別の職務を付与されており、国際法上他の国際的人格 international persons と国際協定を締結し得ることが認められている。世界食糧計画 World Food Programme の下で EEC との協定が結ばれたことがある。⁽¹⁸³⁾ 国際人格を取得するためのもう一つの方法は、既存の国際法主体と私的団体との協定を直接国際法規に従わせることである。こうすることで、私的団体は当該協定の適用上は国際人格者として国際法上の権利を当該協定から援用・発動し得るのである。⁽¹⁸⁴⁾ 現代の第三世界の国々はこのプロセスを全面的に支持しているわけではないが、その理由は恐らく、関係国際法規が頻繁に変更される事実を感知しているからであろう。⁽¹⁸⁵⁾ 法主体性は直接国際義務に服することによっても取得され得る。このような国際法主体性の獲得形態は、戦争犯罪や海賊 piracy や集団殺害 genocide のような特殊な場合に観られるのであり、将来は多国籍企業 transnational corporations が国際法主体性を承認されるための方法になるかもしれない。現在論議中の多国籍企業の行動条約案を一部手直しすれば、拘束力ある条約として多国籍企業に直接義務を課すことができるようになる。⁽¹⁸⁶⁾

(注)

183. 例えば見よ, Whiteman, op. cit. vol. I, p. 48 and Yearbook of the ILC, 1981, vol. II, p. 125.

184. 特に見よ, Texaco v. Libya case, 53 ILR, pp. 389, 457-62.

185. (国際法主体に非ざる) 自治権をもつ公的団体相互間の協定により国際法主体が成立するという国連アジア=極東経済委員会 Economic Commission for Asia and the Far East の研究で示された興味深い提案に注目せよ。UNJYB, 1971, pp. 215-218. この研究では、この可能性につき非常に慎重な態度を採っている。

186. 見よ, 22 ILM, 1983, p. 192.

国際的に安定した生活を保全する必要に関わる団体としての要求 community needs が、例外的状況下で重要性をもつのは尤もなことである。全面的に国家的支配を受けている訳ではない非国家的領域団体の場合、少なくとも武力発動規定や戦争法規の運用を確保する必要があると思われる。この分野で何ら限定的主体性を認めないなら、このような非国家的領域団体は前記規則を遵守する義務を負わないが、共同体としての資格が問題になることは明白である。国内法が時々人道的目的をもつ特定団体が存在する事実に直面せざるを得ないのと同様、⁽¹⁸⁷⁾ 国際法も又、同種の目的をもつ同種の団体と関係をもたざるを得なくなるかもしれない。⁽¹⁸⁸⁾ ここで決定的要点となるのは、当該団体が限定的領域内で保持する実効的支配の程度であると言われる。しかし、そうであっても、他の国際法主体から承認されれば、この難問は克服されよう。それは丁度、非主権的国家 non-sovereign state entities であった白ロシア Byelorussia とウクライナに対する国家承認で実証済みのことである。⁽¹⁸⁹⁾

(注)

187. 例えば見よ, Hesperides Hotels v. Aegean Turkish Holidays Ltd, [1978] QB 205; 73 ILR, p. 9; Luigi Monta of Genoa v. Cechofracht Ltd, [1956] 2 QB 552; 23 ILR, p. 71; Re All-Fin

Corporation's Patent, [1970] Ch. 160; 52 ILR, p. 68 and Reel v. Holder, [1981] 1 WLR 1226; 74 ILR, p. 105. 同じく見よ, Merrill, "Recognition and Construction", 10 ICLQ, p. 476 and Shaw, "Legal Acts of an Unrecognised Entity", 94 LQR, 1978, p. 500.

188. 見よ, Namibia case, ICJ Reports, 1971, pp. 16, 56, 134 and 149; 49 ILR, pp. 3, 46, 124, 139. 安保理がローデシアによる近隣諸国に対する攻撃を非難し、同国が武力行使に関する規範に服すべきことを承認した以下の安保理決議を見よ, 326 (1973); 328 (1973); 403 (1977); 406 (1977); 411 (1977); and 424 (1978).

189. 例えば見よ, UKMIL, 49 BYIL, 1978, p. 340. 白ロシアとウクライナは別々に国連加盟国となっており、多数の条約の当事国にもなっている。ibid.

之等の単一体は気軽に限定的主体 qualified personality というカテゴリーに含められるし、その主体性を受け容れる他の国際法主体に対して有効な一定範囲の権利義務を保持することになる。国際人格の権利義務の範囲を決める事前にはでき上がった規則はない。当該権利義務の範囲は関係単一体のタイプやその主張、更には国際社会が採用する予測・機能・姿勢によって決まる。この点で例外となるのは、権利義務の範囲が平等な国家間関係である。客観的人格をもつ国家は、その実行上含まれている権限をより広く解釈する形で権利義務の範囲を柔軟に認識することで利益を得られると言われている。しかし限定的主体の場合、その潜在的権限を証明することも認容することも難しく、その権利義務の範囲は一段と限定されざるを得ない。従って国家の場合とは逆の推定が成り立つことになる。

従って、権利義務の正確な目録を事前に作成することは不可能である。ケース=バイ=ケースで判断しなければならない。国際社会で明文の規定に基づいて法的訴訟手続を進行する権能はさ程珍しいことではない。条約締結権は、これに反して、一般化しないであろう。この点に関して国際法委員会 International Law Commission は、“国家や国際機構以外の単一体相互間で締結される協定は、その内容、形式が余りに雑多であるため、一般的カテゴリーとして成立し得ていない。しかも、関連国際実行も余りに乏しく一般的カテゴリーとしての特徴を推論することも今迄のところできない”⁽¹⁹⁰⁾ と指摘した。当該主体が国際責任を負うべき範囲も不明瞭である。但し、一般論として当該主体はその権利義務の範囲で責任を負えばよいとされている。しかし多くの問題領域が残っていることも事実である。同様に論議が多いのは、こうように多様な単一体の規範創設的役割であるが、全ての国際法主体の実行が、特定の単一体に関連する国際法規及び原則を明徴化するために資料として引用されている。

(注)

190. Yearbook of the ILC, 1981, vol. II, pp. 125-26.

このように国際法主体は国際的権利義務を保持する単一体としての自己の権能 capacity に関心を集中させているというより、自己に対する請求や基本文書上の職務等の多様な要因によって認定される国際的権利義務の現実の性格に注目していると言っていい。実施に関する手続上の権能は重要ではあるが本質的ではない。⁽¹⁹¹⁾ 但し、個人以外の単一体の場合、“該主体はその構成員との関係で尊重を要求し得る権利を保持するという立場”⁽¹⁹²⁾ を外部の債権者は認めざるを得ないであろう。このことは、国際司法裁判所によれば、“国家集団であれ、部族集団であれ、人間集団であれ、集団がその構成員とは異なる別個の法的単一体 legal entity であると主張するための本質的基準”を示すものであった。⁽¹⁹³⁾

(注)

191. 例えば見よ, Norgaad, *op. cit.*, p. 35. 同じく見よ, Peter Pazmany University case, PCIJ, Series A/B, no. 61 (1933); 7 ILR, p. 490.
192. ICJ Reports, 1949, pp. 174, 178; 16 ILR, pp. 318, 321.
193. ICJ Reports, 1975, pp. 12, 63; 59 ILR, pp. 14, 80.